
富 士 見 町

国 土 強 靱 化 地 域 計 画

令 和 4 年 3 月

富 士 見 町

目 次

第1章 国土強靱化の基本的な考え方	1
第1節 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 国土強靱化の理念等	2
第2節 国土強靱化に向けた基本目標	4
1 基本目標	4
2 事前に備えるべき目標	4
3 配慮すべき事項	5
4 SDGs（持続可能な開発目標）への貢献	6
第2章 防災面からみた富士見町の概要	7
第1節 自然的条件	7
1 町域	7
2 地勢	7
3 気候	7
4 地質	8
5 本町にかかる活断層	8
6 自然的条件にみる災害の要因	10
第2節 社会的条件	11
1 人口	11
2 交通	11
3 産業	12
4 社会的条件による災害の要因	13
第3節 主要な災害リスク	14
1 台風	14
2 前線の影響による豪雨	14
3 火災	14
4 地震	15
5 冷害・凍霜害	15
6 豪雪災害	15
7 過去の罹災状況	15
第4節 被害想定	20
1 風水害・土砂災害	20
2 地震	20

第3章 脆弱性評価	22
第1節 脆弱性評価の考え方	22
1 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ	22
2 脆弱性評価において想定するリスク	22
第2節 リスクシナリオの設定及び脆弱性の評価結果	23
1 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	23
2 脆弱性の評価結果	25
第4章 国土強靱化のための施策プログラム	32
第1節 対応方策の体系	32
第2節 重点事業の設定	37
第3節 K P I（重要業績評価指標）の設定	40
第4節 施策分野の設定	47
第5節 リスクシナリオに応じた施策プログラム	50
1 人命の保護が最大限図られること	50
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	56
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	60
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	62
5 流通・経済活動を停滞させないこと	65
6 二次的な被害を発生させないこと	66
7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに	70
資料編	74
◆公共事業整備箇所一覧	74

第 1 章 国土強靱化の基本的な考え方

第 1 節 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

東日本大震災等の大規模地震をはじめ、近年、全国的に豪雨等による大規模な水害や土砂災害が発生し、大規模自然災害に対する事前の備えを行うことの重要性が広く認識されている。

国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を平成 26 年 6 月に策定（平成 30 年 12 月改定）し、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりを推進している。

また、長野県では、「長野県強靱化計画」（以下「県計画」という。）を平成 28 年 3 月に策定（平成 30 年 3 月改定）している。

このことから、富士見町においても、大規模自然災害等に備えるため、国基本計画や県計画との整合性を図りつつ、本町における強靱な地域づくりを推進するための指針となる「富士見町国土強靱化地域計画」（以下「町計画」という。）を策定する。

2 計画の位置づけ

町計画は、大規模自然災害に対する本町の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、町の最上位計画である「富士見町総合計画」との整合を図り、国土強靱化の観点から本町における様々な分野の個別計画等の指針として位置づける。

3 計画の期間

町計画の計画期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とする。

4 国土強靱化の理念等

※ 国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）より引用

(1) 国土強靱化の理念

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものである。

(2) 国土強靱化と防災との違い

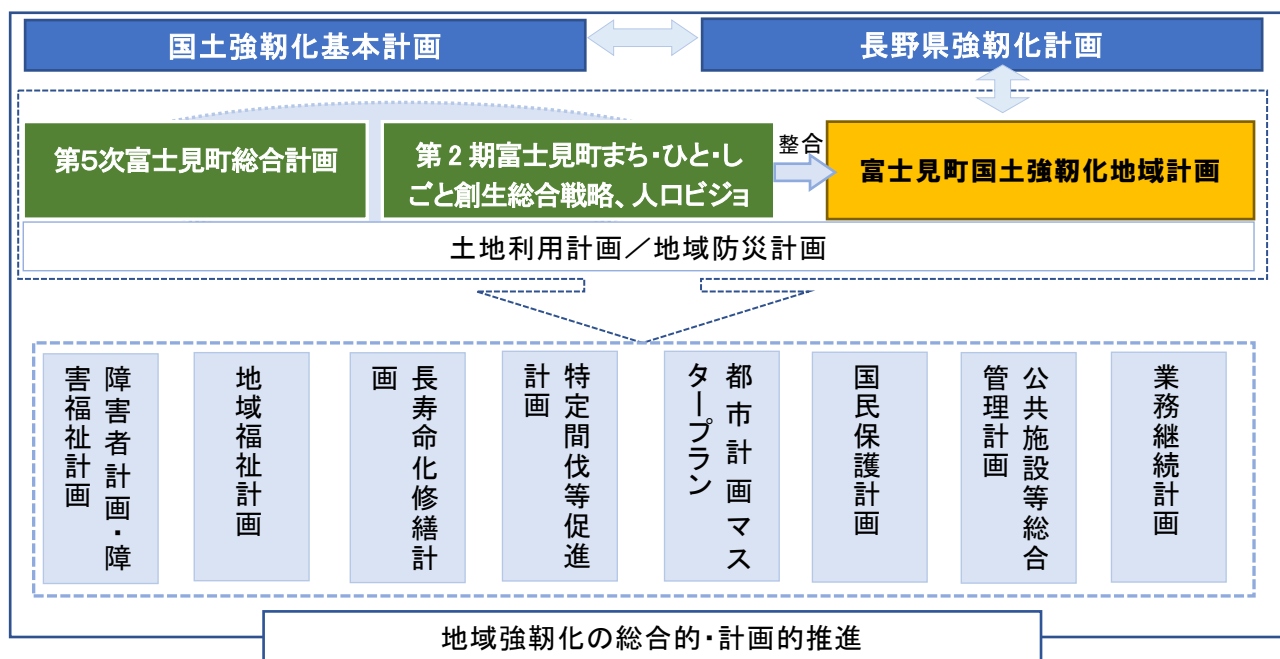
「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通するが、「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもので、国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものである。

(3) 国土強靱化地域計画の性格と位置づけ

国土強靱化地域計画は、国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものであり、国基本計画と同様に、地域における国土強靱化に係る計画等の指針としての性格を有するものである。

すなわち、本町の各種計画等については、本計画を指針として、国土強靱化の観点から必要な見直しを行う必要がある。

【国土強靱化地域計画の位置付け】

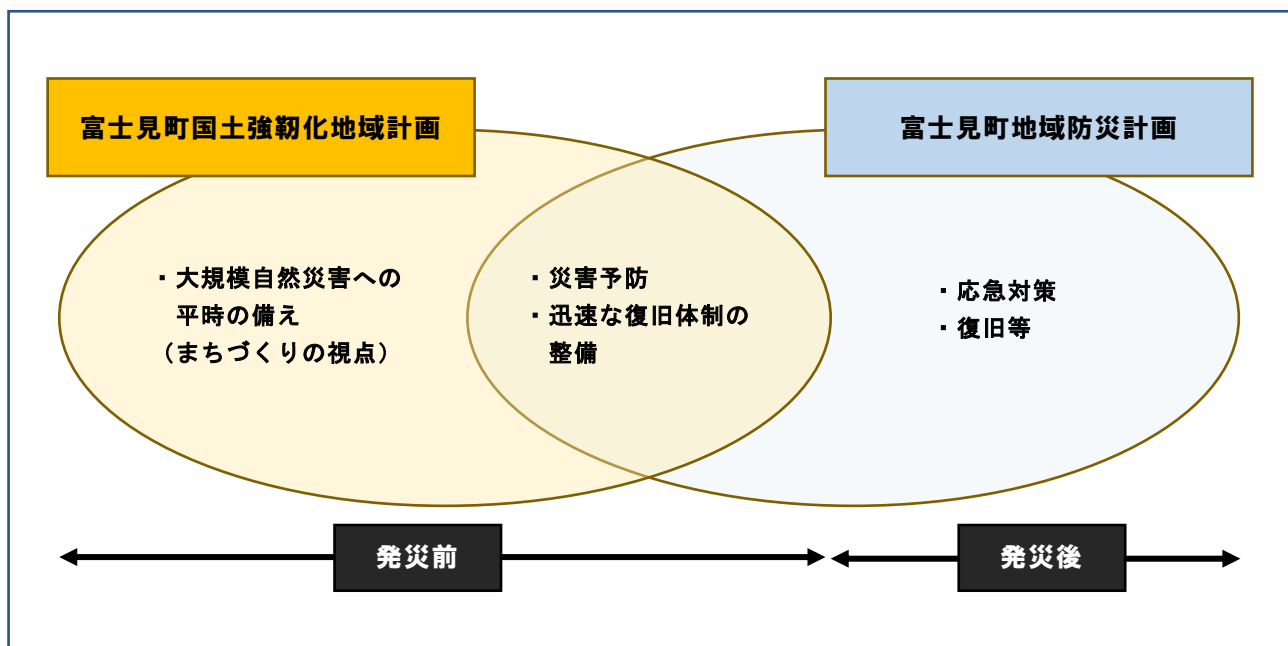


(4) 国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係

本町の地域防災計画は、地震、風水害、土砂災害等に対し、町が実施すべき予防、応急、復旧、復興に至る業務を総合的に示す計画である。

これに対し、本計画は、平常時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画であり、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めるものである。

【国土強靱化地域計画と地域防災計画が対象とする範囲】



第2節 国土強靱化に向けた基本目標

1 基本目標

町計画の基本目標は、国基本計画や県計画との整合を図り、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進し、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、町民の生命・財産・暮らしを守るため、以下の目標を設定する。

- 1-① 町民の生命の保護を最大限図る
- 1-② 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けないよう維持する
- 1-③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図る
- 1-④ 本町の迅速な復旧・復興を行う

2 事前に備えるべき目標

本町の国土強靱化に向けた基本目標の実現に向け、事前に備えるべき目標として、県計画との整合を図り、起こりうる事態に対して、以下のとおり7つの目標を設定する。

- 2-① 人命の保護が最大限図られること
- 2-② 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- 2-③ 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- 2-④ 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- 2-⑤ 流通・経済活動を停滞させないこと
- 2-⑥ 二次的な被害を発生させないこと
- 2-⑦ 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに

3 配慮すべき事項

(1) 町民等の主体的な参画

町民、団体、事業者等と「自助」、「共助」、「公助」の考え方を共有し、町、県、国、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動できる取組を推進する。

(2) 効率的・効果的な施策の推進

基本目標に即して、優先度や費用対効果を考慮したうえで、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心がける。

また、指定避難所としての機能を有する公共施設については、予防保全の推進と日常的な維持管理の着実な実践、更新時期の見極めなどの確なファシリティマネジメント（総合的な管理）を推進する。

(3) 施策の推進とPDCAサイクル

効率的・効果的に強靱化の取組を進めるためには、施策の優先度を考慮しながら進める必要がある。そのため、町計画に位置づける個別の施策の推進は、基本目標を踏まえ、それぞれ関連づけられる計画に基づき、優先度を考慮し進める。

また、個別の施策については、富士見町総合計画やそれぞれ関連づけられる個別計画において、進捗管理、評価等（PDCA）を行うこととし、強靱化に関連する他の計画を見直しする際には、町計画との整合性について留意するものとする。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観への配慮や地域での利用など、平常時にも有効活用される対策を取り入れることとする。

また、人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、要配慮者（妊婦、高齢者、子ども、障がい者、外国人等）に十分配慮して施策を講じ、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。

(5) 県や県内自治体との連携

国土強靱化を効果的に進めるため、県や県内の自治体等と十分な情報共有・連携を図り、効果的な防災・減災を推進する。

4 S D G s（持続可能な開発目標）への貢献

国土強靱化の理念である『「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、地域づくりとして、長期を見据えながら行っていくこと』と、2015 年 9 月の国連サミットで採択された S D G s がめざす、持続可能な環境や社会を構築していくための 17 の目標のひとつであるゴール 11「住み続けられるまちづくりを」「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する」とは、親和性が高いことから、町計画の取組においても、S D G s の目標を意識しながら、取組を着実に推進する。

【S D G s（Sustainable Development Goals）とは】

2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標で、2030 年を期限として 17 の目標と 169 のターゲットにより構成されている。

地方自治体においても、関係する様々な主体との連携強化等により、S D G s の達成に向けた取組を促進することが求められている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 防災面からみた富士見町の概要

第1節 自然的条件

1 町域

富士見町の位置（東経 138 度 14 分 39 秒，北緯 35 度 54 分 40 秒，海拔 977m）

富士見町は、長野県の最東南に位置し、東は山梨県、西は上伊那郡、北は茅野市・原村に接する東西 14.7 km、南北 25.7 km、周囲 76 km、総面積 144.8km² の町である。

2 地勢

富士見町は西に入笠山、東に八ヶ岳連峰と 2,000～3,000m 級の山々がそびえ立つ山麓にあり、山林面積は 60.0 km² で町域面積の 41.4% を占める標高 1,000m 前後の高原地帯である。

【地目別土地利用面積】

（単位：km²）

	総面積	田	畑	宅 地	池 沼	山 林	牧 場	原 野	その他
土地利用面積	144.8	12.7	7.1	8.1	0.0	60.0	0.2	14.2	42.5
構成比 (%)	100.0	8.8	4.9	5.6	0.0	41.4	0.1	9.8	29.4

長野県統計書：平成 31 年 1 月 1 日現在

3 気候

本町の気候は、高原特有の乾燥した空気で、海から遠く離れた内陸に位置している関係上、多分に内陸的な性質を示しているが、どちらかといえば太平洋側の気候の影響が強い。

降水量は、季節的にはっきりしており、春の梅雨期と秋の霜期の 2 回に降水量が多く、これまでの平均年間雨量は 1,200mm 前後である。また春先 4 月～5 月中旬まで天気の良い日が続き風の少ない日は遅霜に見舞われることがある。9 月～10 月は台風季節であり、直接台風の通路となることは少ないが、一度台風が襲来すると地形的に斜面を流れる河川の増水により、災害発生のおそれがある。早春期に太平洋南岸を通る低気圧によって水分を含んだ重い雪が観測される。

【気象概況】

区分 年別	降水量 (mm)			気温 (°C)			風向・風速 (m/s)		
	合計	日最大	1 時間 最大	日平均	最高	最低	平均 風速	最大 風速	風向
平成 23	1306.5	76.5	16.0	9.2	32.5	-14.8	2.1	10.5	南西
24	1307.0	80.0	51.0	8.9	32.5	-16.8	2.2	13.7	西
25	1115.0	108.5	31.0	9.5	33.6	-17.6	2.2	13.0	西
26	1224.5	70.5	17.5	8.9	32.9	-15.1	2.1	9.8	西
27	1185.0	55.0	25.5	9.9	32.2	-14.5	2.1	11.1	南南東
28	1326.5	49.0	31.5	10.2	31.8	-16.9	2.2	12.4	南西
29	1107.0	78.5	20.5	9.2	31.3	-14.7	2.2	10.1	西
30	1418.0	64.0	21.0	10.4	33.9	-15.0	2.1	11.4	南南東
令和元	1297.5	149.5	27.0	10.1	33.5	-12.7	2.1	11.7	南南西
2	1432.0	56.5	42.5	10.4	33.9	-13.1	2.0	10.5	南

気象観測所：原村（気象庁気象統計データ）

4 地質

- ① 本町は国道 20 号線を境に東側の八ヶ岳方面では、新生代後期の更新世にできたローム層などの新期岩類が厚く、西側の入笠山、釜無川方面では古生代二畳紀にできた砂岩、粘板岩、礫岩、キャット石灰等の古期岩類が多い。また、釜無川方面では古期岩類が大きく起伏し、切り立った山が多い。
- ② 地形や新生代の地層の分布を支配しているような若い時代に活動している断層は、今後とも活動（地震を発生する）能力があると考えられ、活断層と呼ばれている。本町は糸魚川、静岡断層帯に入り茅野市付近から赤石山脈北東麓と J R 中央東線の間を南東に走り、国界橋付近で山梨県側に入っている。この間に八ヶ岳の火山斜面上に平行する 2 ～ 3 条の断層地形があり複雑な断層面を形成している。

5 本町にかかる活断層

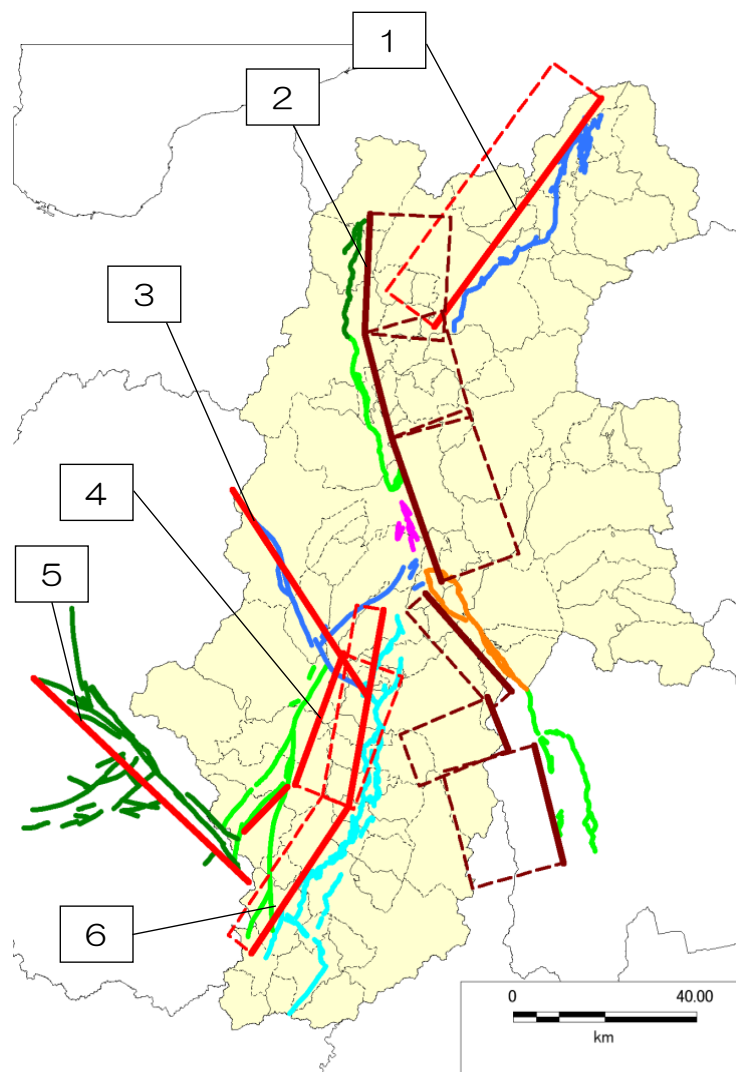
長野県の活断層としては、①長野盆地西縁断層帯（信濃川断層帯）、②糸魚川－静岡構造線断層帯、③境峠・神谷断層帯、④木曾山脈西縁断層帯、⑤阿寺断層帯、⑥伊那谷断層帯が存在する。

町においては、糸魚川－静岡構造線断層帯が確認されている。

【想定地震の諸元】

想定地震		震源諸元	マグニ チュード	長さ (km)	傾斜角 (最大)	位 置 等
1	長野盆地西縁断層帯 (信濃川断層帯)		7.8	58	45 ° W	飯山市～長野市
2	糸魚川-静岡 構造線断層帯	全体	8.5	150		小谷村～富士見町
		北側	8.0	84	30 ° E	
		南側	7.9	66	60 ° W	
3	境峠・神谷断層帯		7.6	47	90 °	松本市～伊那市
4	木曽山脈西縁断層帯		7.5	40	90 °	木曽町～南木曽町
5	阿寺断層帯		7.8	60	90 °	岐阜県
6	伊那谷断層帯		8.0	79	70 ° W	辰野町～平谷村
7	東海地震		8.0	115	34 ° W	石橋モデル
8	南海トラフ地震		9.0	670 (全城)	30 °	駿河湾南方～四国沖

【想定活断層の位置】



出典：第3次長野県地震被害想定調査

6 自然的条件にみる災害の要因

町のおかれた自然的環境は、概して厳しく、それが人為的な諸要因が相関して災害へ発展する可能性は常に内在している。

特に、地震の可能性については、糸魚川－静岡構造線断層帯等の活断層による地震の発生が予想される。

第2節 社会的条件

1 人口

町の総人口は 14,084 人（令和 2 年国勢調査）である。人口は、減少傾向で推移しており、平成 17 年と比較すると、1,393 人減少している一方で、高齢者数は平成 17 年と比較すると、884 人増加し、高齢化が進行している。

世帯数は、核家族化の進行により増加傾向にあり、令和 2 年が 5,610 世帯となっており、平成 17 年と比較すると 111 世帯増加している。

1 世帯当たりの人口は、減少傾向にあり、令和 2 年が 2.51 人となっており、平成 17 年と比較すると 0.3 人減少している。

【人口・世帯数の推移】

年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
人口	15,477 人	15,338 人	14,493 人	14,084 人
(65 歳以上)	4,231 人	4,568 人	4,871 人	5,115 人
(15～64 歳)	9,223 人	8,730 人	7,786 人	7,229 人
(0～14 歳)	2,023 人	1,942 人	1,803 人	1,651 人
世帯数	5,499 世帯	5,634 世帯	5,396 世帯	5,610 世帯
1 世帯あたり人口	2.81 人	2.72 人	2.69 人	2.51 人

※人口の合計は、「年齢不詳」を含む
国勢調査

2 交通

町の中央部を中央自動車道、JR 中央東線、国道 20 号線が通っており首都圏、中京圏へは約 2 時間、また建設が進められている山梨県リニア中央新幹線駅までは自動車でも 1 時間弱の位置にあり、比較的交通の便の良い場所である。

町内では県道その他、産業用道路、広域農道などの町道も整備されており、近隣自治体との往来も多く、町民の足としては乗り合い型のデマンド交通を導入している。

3 産業

(1) 農林業

農地の大部分は、標高 900m以上の場所にあるという高冷地帯の中にあって厳しい条件のもとで、他地域に劣らない農産物及び生産成績を上げている。

米・野菜・花き・酪農を主体に経営がなされており、農業生産基盤の整備による土地利用の高度化、農地の集積と集約化・有害鳥獣対策等に取り組み、農業生産性の向上が積極的に図られている。

(2) 商業

町民の買物は駐車場が広い大型店が主流となっており、近隣市村からの来客も多い。駅前を中心とした商店街は空きが目立っていたが、近年は若者や移住者による様々な業種の新規開店が続き、活気が戻ってきている。高齢化が進む中、買い物客が憩える場所や交通形態、駐車場の整備などで魅力あるまちづくりが必要となっている。

(3) 工業

精密機械製造業が中心であり、特徴的な技術を持った企業が多く存在し、若手後継者も多い。中部横断自動車道の開通に伴う企業間取引の拡大が期待されるとともに、諏訪南 I C 周辺からテクノ街道沿いへ企業誘致を進めている。今後の事業継続、競争力強化のためには D X の推進や労働力確保への取り組みが必要となってくる。

(4) 観光

豊かな自然環境に恵まれ、高原特有の壮大な眺望や自然豊かな山野草、トレッキング、マウンテンバイクのほか、スキーやスノーボードなど、一年を通して幅広く楽しめる観光資源がある。この魅力ある自然環境とともに縄文遺跡などの文化的遺産を連携させ、更に魅力を高めた町の貴重な観光資源として町外に発信しながら誘客が進められている。

【産業分類別就業者数の推移】

第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		合 計	
平成 22 年	平成 27 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 22 年	平成 27 年
1,038 人	971 人	2,825 人	2,466 人	3,950 人	3,895 人	7,914 人	7,380 人
13.3%	13.2%	36.2%	33.6%	50.6%	53.1%	100.0%	100.0%

※合計には「未分類」を含むが、構成比の算出にあたっては総数から「未分類」を除外
国勢調査

4 社会的条件による災害の要因

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりがみられ、これらの変化に十分配慮しつつ、防災対策を推進する必要がある。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図るように努める。

- ① ハヶ岳山麓及び入笠山山麓の山林地帯へ居住地が拡大しているため、災害時の連絡、救助手段等の体制づくりを進めるほか、防災に配慮した土地利用をすすめ、危険地帯等の情報公開等の対策を講ずるよう努める。
- ② 要配慮者の増加がみられるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導等、救護・救済対策等防災の各施策の展開にあたっては、特別な配慮が必要となる。
- ③ ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これら施設の耐震化の促進のもとに、補完的機能の充実に努める。
- ④ 住民意識及び生活環境の変化に伴い、近隣扶助の意識が低下しないよう、コミュニティ、自主防災会等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等に努める。

第3節 主要な災害リスク

1 台風

南太平洋上に発生した台風が接近すると暖湿気流が南から吹き込むため、日本付近にある前線が刺激され、その外側は大雨となる。更に接近すると前線が北方に押し上げられるとともに山岳地帯にその風が当たり強制上昇気流が発生し、地形的に大雨が降る傾向があり、風害とともに水害が発生する。このようにして、過去に台風による被害がよく発生しており大規模な災害となった例が多い。

県下に接近する台風の経路は大別して3つあり、それぞれ次のような特徴を有している。

(1) 県の北部に接近して北東に進むコース

町域内は、主として風による災害が多く発生し、雨は山沿いに多く、河川の増水が予想される。

(2) 県の南部に接近して北東に進むコース

町域内は大雨が予想され、北よりの暴風雨となり河川の増水、崖崩れ等が予想される。

(3) 県を縦断又は接近して北上するコース

夏に多く、風雨が強く山間部に雨が多量に降ることが予想され風害とともに河川の増水による水害を警戒する必要がある。

2 前線の影響による豪雨

梅雨期や秋雨期には、南方に発達して延びる前線を接近してきた低気圧が刺激するため、その前方に位置する富士見町にも大量の雨を降らすことがあり、町域内も河川の氾濫、崖崩れ等の災害の発生がみられる。

3 火災

近年の生活様式は、一般家庭での危険物の使用、住宅の新建材の使用、商工業の発展に伴う大型設備の導入と多量の引火物の使用のため、消防対策の一層の強化が必要である。

4 地震

日本列島は、環太平洋地震帯に属し、過去に多くの地震が発生している。

町域の地震の可能性については、糸魚川－静岡構造線断層帯等の活断層による地震の発生が予想される。

5 冷害・凍霜害

毎年4月、5月には晩霜が心配される。また、過去には雨から異常低温続き、長雨・日照不足など悪天候による被害が出ている。

6 豪雪災害

大雪をもたらす背景としては、冬型の気圧配置によるものではなく、南岸低気圧が通過した影響により、上空の気温が低かったことから大雪となる傾向にある。

7 過去の罹災状況

災害種別	災害年月日	災害状況	災害地	災害状況
火災	昭和4年4月28日	原因不明	富士見	全焼 14戸 半焼 15戸 詳細不明
豪雨	昭和7年7月1日	降雨量 115 mm		釜無川増水、森林軌道へ土砂押し出し数箇所不通
豪雨	昭和11年7月1日	降雨量 77.4 mm		上川・宮川・柳川の氾濫、乙事線等に被害
豪雨	昭和13年7月4日	降雨量 155.6 mm		釜無川増水、工事中の堤防流失
豪雨	昭和14年8月23日	降雨量 65.3 mm	八ヶ岳山麓一帯	立場川が増水、上蔦木の国道は浸水
豪雨	昭和15年6月17日	降雨量 135 mm		釜無川神代の堤防が決壊
豪雨	昭和16年7月30日	降雨量 174 mm		釜無川堤防2箇所が決壊
冷害	昭和28年	異常低温	全町	水田被害 950ha

災害種別	災害年月日	災害状況	災害地	災害状況
台風 7 号 風水害	昭和 34 年 8 月 14 日 【災害救助法適用】	町内河川氾濫 降雨量 334 mm	全町	死 亡 18 人 負 傷 9 人 全 壊 3 戸 流 失 10 戸 半 壊 232 戸 床上浸水 45 戸 床下浸水 371 戸 非 宅 65 棟 罹災戸数 661 戸 人 員 3,093 人 農作物被害 35ha 道 路 26 ケ所 橋 梁 13 ケ所 堤 防 11 ケ所 被 害 額 630,809 千円
台風 15 号 風水害 (伊勢湾 台風)	昭和 34 年 9 月 26 日 【災害救助法適用】	強風最大風速 30m 各河川氾濫 降雨量 150 mm	全町	負 傷 2 人 全 壊 24 戸 流 失 1 戸 半 壊 132 戸 床上浸水 3 戸 床下浸水 59 戸 非住家全半壊 480 棟 農作物 1,072ha 道 路 4 ケ所 橋 梁 1 ケ所 護岸決壊 1 ケ所 被 害 額 278,960 千円
梅雨前線 豪雨並び 台風 6 号 水害	昭和 36 年 6 月 27 日 ～28 日	各河川氾濫 降雨量 423.5 mm	全町	床下浸水 100 戸 堤 防 1 ケ所 橋 梁 3 ケ所 道 路 13 ケ所 耕地災害 21 地区 森林災害 23 ケ所 農 作 物 390ha 被 害 額 49,537 千円
凍霜害	昭和 39 年 4 ～ 6 月	降霜低害	全町	水 田 30ha 普 通 畑 300ha 桑 園 170ha
かん害	昭和 39 年 4 ～ 6 月	干ばつ	全町	水 田 300ha
台風 24 号	昭和 40 年 9 月 17 日	降雨量 191.2 mm		松目沢・の木汐増水、先達では鹿の沢決壊

災害種別	災害年月日	災害状況	災害地	災害状況
台風4号	昭和41年6月28日	降雨量 131.4 mm		乙貝川増水、花場に山腹崩壊
豪雨	昭和49年6月23日	降雨量 67.3 mm		中央道道路敷付近の瀬沢新田の土手が崩壊
雷雨	昭和54年7月27日	降雨量 77.8 mm	全町	小河川氾濫
冷害	昭和57年	異常低温	全町	水田被害 350ha
台風10号 風水害	昭和57年7月31日 ～8月3日	各河川氾濫 降雨量 305.1 mm	全町	死 亡 2人 負 傷 者 1人 全 壊 1戸 流 失 1戸 半 壊 5戸 床上浸水 10戸 床下浸水 147戸 土木関係 河川 138ヶ所 橋梁 4ヶ所 道路 47ヶ所 農作物農業用施設 農作物 338ha 農地 730ヶ所 橋梁 12ヶ所 水路 83ヶ所 農業施設 110ヶ所 林業関係 林道 89ヶ所 沿山 11.7ha 作業道 28ヶ所 倒木 10.5ha 被 害 額 4,261,365千円
台風5号 風水害	昭和58年8月16日	各河川氾濫 降雨量 202.8 mm	全町	床下浸水 39戸 土木関係 河川 24ヶ所 橋梁 2ヶ所 道路 76ヶ所 農作物農業用施設 農地 67ヶ所 橋梁 1ヶ所 水路 39ヶ所 農道 17ヶ所 水道 1ヶ所 被 害 額 100,707千円

災害種別	災害年月日	災害状況	災害地	災害状況
台風 10 号	昭和 58 年 9 月	豪雨による		上葛木で釜無川堤防の決壊
凍上災	昭和 59 年 3 月	寒波	全町	道 路 8 ケ所
台風 6 号 風水害	昭和 60 年 6 月 24 日 ～ 7 月 1 日	各河川氾濫	全町	道 路 4 ケ所 橋 梁 1 ケ所 河 川 13 ケ所
凍上災	昭和 61 年 2 月	寒波	全町	道 路 9 ケ所
集中豪雨	昭和 62 年 2 月 10 日	氾濫	全町	河 川 2 ケ所
集中豪雨	昭和 63 年 9 月 5 ～ 6 日 24～25 日	豪雨による氾濫	全町	崖 崩 れ 1 ケ所 道 路 1 ケ所 河 川 10 ケ所
集中豪雨	平成元年 7 月 9 日	豪雨による	全町	道 路 1 ケ所 河 川 1 ケ所
台風 19 号 風水害	平成元年 9 月 19 日	倒木による 風速 24.7m 降雨量 74 mm	全町	J R 1 ケ所 道 路 3 ケ所
台風 14 号 風水害	平成 3 年 8 月 31 日	豪雨による 降雨量 116 mm	全町	農 地 2 ケ所 道 路 2 ケ所
平成 18 年 7 月豪雨	平成 18 年 7 月 17 日 ～ 25 日	豪雨による 降雨量 333.5 mm	全町	道 路 47 ケ所 河 川 26 ケ所 水 路 18 ケ所 床下浸水 3 戸 被 害 額 150,900 千円
台風 12 号 風水害	平成 23 年 8 月 31 日 ～ 9 月 5 日	豪雨による 降雨量 306.0mm	全町	道 路 14 ケ所 河 川 4 ケ所 水 路 5 ケ所 被 害 額 18,592 千円
台風 18 号 風水害	平成 25 年 9 月 16 日	豪雨による 降雨量 227.0mm	全町	道 路 3 ケ所 河 川 2 ケ所 水 路 6 ケ所 た め 池 1 ケ所 床下浸水 1 戸 被 害 額 19,829 千円

災害種別	災害年月日	災害状況	災害地	災害状況
平成 26 年 2 月 14 日 から 15 日 雪害	平成 26 年 2 月 14 日 ～15 日 【災害救助法適用】	豪雪による 積雪量 112 cm	全町	死 亡 1 人 負 傷 者 3 人 非住宅一部損壊多数 ビニルハウス全壊 787 棟 避 難 所 5 ケ所 福祉避難所 2 ケ所 道路除雪町内一円 被 害 額 1,451,420 千円
台風 24 号 風水害	平成 30 年 9 月 30 日 ～10 月 1 日	土砂災害警戒情報 豪雨、暴風 倒木による停電 降雨量 157 mm	全町	国有林から富士見高原リゾー トゴルフ場、鉢巻道路へ大規 模土砂流出 道 路 3 ケ所 河川(母沢川) 1 ケ所 停 電 3600 戸 ビニルハウス被害 25 棟 (全壊 10 棟、半壊 15 棟)
令和元 年度 東日本 台風(台風 19 号) 風水害	令和元年 10 月 12 日 から 10 月 13 日	大雨特別警報 豪雨 降雨量 291 mm 倒木による停電	西山地区	避難勧告発令 18 集落 避難世帯 158 世帯 避難者数 419 名

第4節 被害想定

1 風水害・土砂災害

富士見町防災マップを参照

2 地震

(1) 想定地震

県が想定している地震のうちで最も被害が大きいと予想されるのは、糸魚川―静岡構造線断層帯（南側）の地震である。

(2) 地震動の予測

富士見町防災マップを参照

(3) 建築物被害

全壊棟数（棟）			半壊棟数（棟）		
夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜
1,970	2,110	1,970	2,820	2,770	2,820

(4) 出火・延焼被害

出火件数			焼失棟数		
夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜
2	6	1	わずか	わずか	330

(5) 人的被害

死者			負傷者			重傷者			避難者
夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	冬 18 時
260	230	180	690	910	940	390	430	440	5,290

(6) ライフラインの被害

上水道			下水道		電力			通信施設（電話）		
断水人口	断水率％	復旧日数	機能支障人口	支障率％	停電軒数数	停電率％	復旧日数	不通回線数	普通回線率	復旧日数
14,740	99	30～	14,300	98	7,860	94	30～	4,440	94	30

(7) まとめ

本町に被害をもたらす地震は、断層帯を震源とする地震が大部分を占めている。また、被害要因は、火災によるものよりも、建物の倒壊によるものが大きく、それにより、上下水道、電気等ライフラインにも大きな被害が出ると予想されている。

近年の社会情勢の変化等により、被害を拡大する要因が増大するなど、災害の様相も複雑、多様化する傾向にある。このため、県の想定した被害を上回る建物の倒壊、火災、人的災害のほか、地盤災害等の災害が発生するおそれもある。

しかし、この被害想定は、住民の不安感をいたずらに助長するものであってはならない。地震発生時の被害を最小限にとどめるため、本調査の結果を分析し、建物の耐震化対策を推進するなど、町の地震防災対策を着実に実施するとともに、住民に対し、地震等防災に関する情報を的確に提供し、住民による防災活動の活性化を更に促進していくこととする。

第3章 脆弱性評価

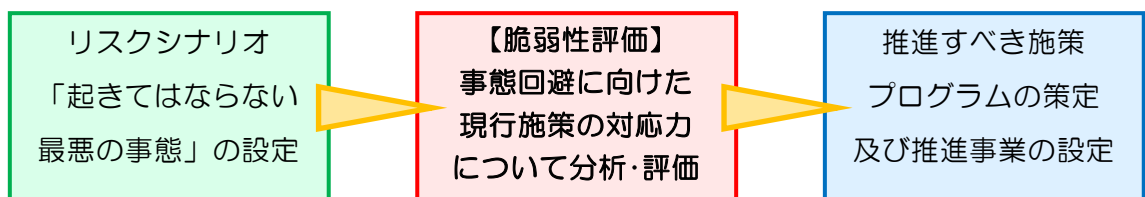
第1節 脆弱性評価の考え方

1 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価することは、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的かつ効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり、国基本計画や県計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

町においては、本計画に掲げる国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国、県が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、次の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



2 脆弱性評価において想定するリスク

国基本計画や県計画と同様に、大規模災害全般をリスクの対象とした。

その上で、町に甚大な被害をもたらすことが考えられる次の自然災害等を具体的なリスクとして想定した。

【想定するリスク】



第2節 リスクシナリオの設定及び脆弱性の評価結果

1 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」や、県計画で設定されている7つの基本目標と32のリスクシナリオをもとに、町の地域特性等を踏まえ、7つの事前に備えるべき目標と29のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」
1	人命の保護が最大限図られること	1-1 建物倒壊等による死傷者の発生
		1-2 住宅・多数の者が利用する施設の火災による死傷者の発生
		1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
		1-4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
		1-5 避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2	負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
		2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
		2-3 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
		2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	3-1 行政機関の職員及び町役場をはじめとする施設の大幅な機能低下
		3-2 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
4	必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	4-1 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		4-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		4-4 地域交通ネットワークが分断する事態
5	流通・経済活動を停滞させないこと	5-1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
		5-2 基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-3 食料・飲料水等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」
6	二次的な被害を発生させないこと	6-1 土石流、地すべりなど土砂災害やため池の損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-2 火山灰による二次災害の発生
		6-3 有害物質の大規模拡散・流出
		6-4 農地・森林等の荒廃
		6-5 観光や地域農産物に対する風評被害
		6-6 避難所、社会福祉施設等における環境の悪化
7	被災した方々の日常生活が迅速に戻る	7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
		7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-5 貴重な文化財の喪失

2 脆弱性の評価結果

前項で定めた 29 のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

【脆弱性の評価結果】

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ 「起きてはならない最悪の事態」	脆弱性の評価結果
1 人命の保護が最大限図られること	1-1 建物倒壊等による死傷者の発生	◆防災上重要な施設における耐震化の更なる推進を図るとともに、長寿命化に向けた維持修繕管理が必要 ◆人的被害の軽減に向け、住宅、ブロック塀の耐震化を進めることが必要 ◆耐震化に向け、住民への更なる周知や耐震化に取り組むための動機づけを進めることが必要 ◆適正な管理がされていない空き家及び空き地を把握し、適切な管理の指導等を行うことが必要
	1-2 住宅・多数の者が利用する施設の火災による死傷者の発生	◆火災を発生させないという前提のもと、発生した際の速やかな初期消火の体制づくりや消防力の強化が必要 ◆消防水利の適切な維持管理を図ることが必要 ◆地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び消防資機材の拡充が必要 ◆住民一人ひとりの心がけを高め、住宅用火災警報器の普及促進により人的被害の未然防止を図ることが必要
	1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	◆水防体制の強化を図るとともに、関係機関と連携のもと、河川改修や維持管理に取り組むことが必要 ◆雨水流出抑制機能の確保や計画的な長寿命化対策を進める必要 ◆関係機関と連携し、流域全体で治水対策を行う流域治水を促進することが必要

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ 「起きてはならない最悪の事態」	脆弱性の評価結果
	1-4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	◆森林整備を計画的に進めることが必要 ◆立地条件による擁壁や土留め等の設置の推進が必要 ◆災害の発生抑制に向けた施設整備やハザードマップ等を活用した危険箇所の周知等の対策が必要
	1-5 避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	◆気象情報や避難指示等の情報について、多様な情報伝達手段を活用して、迅速に伝達・周知することが必要 ◆適切な時期に適切な避難情報を発令することが必要 ◆自らの判断で避難行動をとることができるよう、自ら考える力を高めていくことが必要 ◆避難行動要支援者をはじめ、全ての住民が円滑な避難行動を行うための体制づくりが必要 ◆避難誘導にあたり、消防団、自主防災組織、民生児童委員等の協力が必要
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	◆適切な役割分担のもとで、食料・飲料水等の確保を図ることが必要 ◆計画的に物資の備蓄を進めることが必要 ◆民間企業等との災害時応援協定の締結の拡充により、流通備蓄の確保を図ることが必要 ◆道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急輸送体制の構築に取り組むことが必要
	2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	◆警察・消防等が被災することを想定した対策が必要 ◆応援及び受援対応の相互連携の強化を図ることが必要 ◆地域の救助・救急活動の担い手となる消防団の育成支援に努めることが必要

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ 「起きてはならない最悪の事態」	脆弱性の評価結果
	2-3 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	◆災害発生時の医療救護体制の強化、資機材の備蓄に努めることが必要 ◆緊急時での資機材の搬送や被災者を病院へ移送するヘリコプターなどの手段・方法の整備が必要 ◆多職種（医療・介護・福祉等の関係機関）との連携体制の構築が必要
	2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	◆災害時の感染症の発生・まん延を防止するため、平時から感染症対策を推進することが必要 ◆災害発生後の被災者の健康支援に取り組むことが必要 ◆避難所における感染症の予防対策が必要 ◆関係機関と連携し、防疫活動の実施体制の整備が必要
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	3-1 行政機関の職員及び町役場をはじめとする施設の大幅な機能低下	◆行政機能が大幅に低下する事態を想定しておくことが必要 ◆職員の参集及び災害対応体制をあらかじめ整備しておくことが必要 ◆業務の継続と早期復旧を図る必要があるため、業務継続計画の策定が必要 ◆災害時相互応援協定を締結している市町村からの支援の受入体制の検討、受入場所の確保をしておくことが必要
	3-2 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止	◆災害情報について、多様な情報伝達手段を活用して、迅速に伝達・周知することが必要 ◆情報通信網の耐災害性の向上や情報伝達手段の多重化に取り組むことが必要 ◆災害時に停電が発生した場合でも情報通信設備が停止しない体制を構築することが必要

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ 「起きてはならない最悪の事態」	脆弱性の評価結果
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	4-1 電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	◆供給事業者との連携のもと、安定してエネルギーを確保する体制の構築が必要 ◆主要公共施設の停電時における代替電源の確保が必要 ◆災害対応給油所の確保が必要 ◆地域や家庭において、平時からの燃料備蓄に対する意識の啓発が必要
	4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	◆水道施設の耐震化を進めていくことが必要 ◆老朽管の更新や施設の計画的な更新及び維持管理が必要 ◆応急給水の体制強化に取り組むことが必要
	4-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	◆施設の耐震化による被災の防止や早期復旧の体制整備に努めることが必要 ◆老朽管の更新や施設の計画的な更新及び維持管理が必要
	4-4 地域交通ネットワークが分断する事態	◆道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急搬送体制の構築に取り組むことが必要 ◆災害発生時における公共交通の機能維持に向けた備えが必要
5 流通・経済活動を停滞させないこと	5-1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺	◆事業者の事業継続計画策定に対する意識を向上させるとともに、策定のきっかけづくりに取り組むことが必要 ◆自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進することが必要 ◆社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止に備えることが必要

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ 「起きてはならない最悪の事態」	脆弱性の評価結果
6		5-2 基幹的交通ネットワークの機能停止	◆道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急輸送体制の構築に取り組むことが必要 ◆災害後、早期に公共交通ネットワークを復旧し、住民の移動手段を確保することが必要
		5-3 食料・飲料水等の安定供給の停滞	◆適切な役割分担のもとで、食料・飲料水等の確保を図ることが必要 ◆計画的に物資の備蓄を進めることが必要 ◆民間企業等との災害時応援協定の締結の拡充により、流通備蓄の確保を図ることが必要 ◆応急給水の体制強化に取り組むことが必要
	二次的な被害を発生させないこと	6-1 土石流、地すべりなど土砂災害やため池の損壊・機能不全による二次災害の発生	◆関係機関との連携のもと、適切な点検の実施や対策に取り組むことが必要 ◆点検や状況調査、物資の搬送などを安全迅速に行うため、ドローンやロボットなどの先端技術の導入の推進が必要
		6-2 火山灰による二次災害の発生	◆火山灰の除去など道路啓開体制の構築に取り組むことが必要 ◆火山灰による停電に対応するため、主要公共施設の代替電源の確保が必要 ◆火山灰により、水道水源が使用できないおそれがあるため、水道施設の復旧及び速やかな給水の確保が必要
		6-3 有害物質の大規模拡散・流出	◆危険物施設等における火災は、甚大な被害を及ぼす可能性があり、日頃から安全性を確保することが必要 ◆被災した危険物施設を早期に緊急点検を行う体制づくりが必要 ◆有害物質が流出した際の周知体制の強化を図っていくことが必要

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ 「起きてはならない最悪の事態」	脆弱性の評価結果
	6-4 農地・森林等の荒廃	◆森林整備を計画的に進めることが必要 ◆農業用水を安定確保するとともに、農地の再基盤整備・日本型直接支払制度等を計画的に進めることが必要 ◆農作物の安定生産のためには、地域の中心経営体の育成や確保、農業経営の基盤強化を推進することが必要 ◆関係機関と連携し、鳥獣被害防止対策を推進することが必要
	6-5 観光や地域農産物に対する風評被害	◆関係機関と連携し、国内外に正しい情報を発信することが必要
	6-6 避難所、社会福祉施設等における環境の悪化	◆適正な避難所・福祉避難所の確保に努めることが必要 ◆住民が主体となった避難所運営に向けた取組が必要 ◆避難生活の長期化に備えた対応が必要 ◆避難所における被災者の健康支援及び感染症の予防対策が必要 ◆避難所の施設機能を維持するための整備が必要 ◆施設利用者の安全を図るため、施設機能を維持するための整備が必要
7 被災した方々の日常生活が迅速に戻る	7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	◆関係機関との連携のもと、災害廃棄物の適正処理に向けた体制強化を図ることが必要 ◆非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物処理体制を構築することが必要 ◆大量の災害廃棄物が発生するおそれがあることから、災害廃棄物の仮置場を確保することが必要
	7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	◆道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急輸送体制の構築に取り組むことが必要 ◆応援及び受援対応の相互連携の強化を図ることが必要

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ 「起きてはならない最悪の事態」	脆弱性の評価結果
	7-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	◆速やかな住まいの確保に向けた体制強化が必要 ◆応急期・復旧期・復興期の状況に応じた適切な住まいの確保が必要 ◆早期の復旧・復興を図るため、罹災証明書発行業務を迅速にできる体制を確保することが必要 ◆被災者の生活再建支援を行う体制強化に努めることが必要 ◆生活再建に係る給付金制度等の創設を検討しておくことが必要
	7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	◆地域防災力の担い手となる自主防災組織をはじめとした多様な組織の活動支援に努めることが必要 ◆通常の活動支援に加え、災害発生時の初動体制のとり方など実践論の教示が必要 ◆平時からボランティア団体等の活動支援を図るとともに、災害時のボランティアの受入れを円滑に進めるため、受入れ体制の整備を強化することが必要 ◆避難所生活や応急仮設住宅での生活において、地域コミュニティが主体となって活動ができるような仕組みと支援が必要
	7-5 貴重な文化財の喪失	◆貴重な文化財の喪失を防ぐ対策が必要 ◆防災面に配慮した環境整備を進めることが必要

第4章 国土強靱化のための施策プログラム

第1節 対応方策の体系

脆弱性評価の結果を踏まえ、リスクシナリオに応じた富士見町の国土強靱化に向けた対応方策の体系を以下のように整理する。

事前に備えるべき目標①		人命の保護が最大限図られること	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
1-1	建物倒壊等による死傷者の発生	1-1-①	住宅・建築物等の耐震化及び空き家対策
		1-1-②	公共施設等の耐震化・長寿命化
		1-1-③	一人ひとりの命を守る対策
1-2	住宅・多数の者が利用する施設の火災による死傷者の発生	1-2-①	火災の未然防止
		1-2-②	初期消火体制の強化
		1-2-③	消防力の維持・強化
1-3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	1-3-①	水防体制の強化及び河川改修等の促進
		1-3-②	浸水想定区域等の危険箇所の周知
1-4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	1-4-①	土砂災害防止対策の推進
		1-4-②	土砂災害警戒区域等の危険箇所の周知
		1-4-③	森林整備の推進
1-5	避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	1-5-①	情報収集伝達体制の強化
		1-5-②	避難指示等の適切な発令
		1-5-③	住民一人ひとりの適正な避難行動
		1-5-④	避難行動要支援者対策

事前に備えるべき目標②	負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
-------------	---------------------------

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	2-1-①	適切な役割分担のもとでの備蓄
		2-1-②	災害に強い道路網の形成
		2-1-③	速やかな道路啓開の実現
		2-1-④	緊急時の輸送体制の確立
		2-1-⑤	情報の孤立防止対策
2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	2-2-①	【再掲】初期消火体制の強化
		2-2-②	【再掲】消防力の維持・強化
		2-2-③	受援体制の強化
2-3	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	2-3-①	医療機能の維持
		2-3-②	地域での医療体制の確保
2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	2-4-①	健康支援活動の体制整備
		2-4-②	心の健康への専門的な支援の推進
		2-4-③	感染症等の予防体制の整備
		2-4-④	防疫活動の実施体制の整備

事前に備えるべき目標③	必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
-------------	--------------------------

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
3-1	行政機関の職員及び町役場をはじめとする施設の大幅な機能低下	3-1-①	行政機能の維持
		3-1-②	職員の資質向上
		3-1-③	【再掲】受援体制の強化
3-2	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止	3-2-①	【再掲】情報収集伝達体制の強化
		3-2-②	多様な情報伝達手段の確保、周知

事前に備えるべき目標④	必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
-------------	-----------------------------

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
4-1	電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	4-1-①	事業者等との連携強化
		4-1-②	停電時の代替電源の確保
4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	4-2-①	水道施設の耐震化・維持管理
		4-2-②	速やかな復旧及び給水の確保
4-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	4-3-①	下水道施設の耐震化・維持管理
		4-3-②	速やかな污水处理施設の復旧
4-4	地域交通ネットワークが分断する事態	4-4-①	【再掲】災害に強い道路網の形成
		4-4-②	【再掲】速やかな道路啓開の実現
		4-4-③	【再掲】緊急時の輸送体制の確立
		4-4-④	公共交通の機能維持

事前に備えるべき目標⑤	流通・経済活動を停滞させないこと
-------------	------------------

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺	5-1-①	経済活動の維持
5-2	基幹的交通ネットワークの機能停止	5-2-①	【再掲】災害に強い道路網の形成
		5-2-②	【再掲】速やかな道路啓開の実現
		5-2-③	【再掲】緊急時の輸送体制の確立
5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞	5-3-①	【再掲】適切な役割分担のもとでの備蓄
		5-3-②	【再掲】速やかな復旧及び給水の確保

事前に備えるべき目標⑥	二次的な被害を発生させないこと
-------------	-----------------

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
6-1	土石流、地すべりなど土砂災害やため池の損壊・機能不全による二次災害の発生	6-1-①	【再掲】土砂災害防止対策の推進
		6-1-②	【再掲】土砂災害警戒区域等の危険箇所の周知
		6-1-③	【再掲】森林整備の推進
		6-1-④	ため池の適正管理
6-2	火山灰による二次災害の発生	6-2-①	【再掲】速やかな道路啓開の実現
		6-2-②	【再掲】停電時の代替電源の確保
		6-2-③	【再掲】速やかな復旧及び給水の確保
6-3	有害物質の大規模拡散・流出	6-3-①	危険物施設の対策
6-4	農地・森林等の荒廃	6-4-①	農業用施設の維持管理
		6-4-②	農産物の安定生産
		6-4-③	【再掲】森林整備の推進
6-5	観光や地域農産物に対する風評被害	6-5-①	風評被害の防止
6-6	避難所、社会福祉施設等における環境の悪化	6-6-①	避難所の確保
		6-6-②	避難所の運営体制の整備
		6-6-③	福祉避難所の確保
		6-6-④	【再掲】健康支援活動の体制整備
		6-6-⑤	【再掲】心の健康への専門的な支援の推進
		6-6-⑥	【再掲】感染症等の予防体制の整備
		6-6-⑦	避難所の施設機能維持のための整備
		6-6-⑧	施設機能維持のための整備

事前に備えるべき目標⑦	被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに
-------------	-----------------------

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	7-1-①	災害廃棄物の適正処理の体制構築
7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	7-2-①	【再掲】災害に強い道路網の形成
		7-2-②	【再掲】速やかな道路啓開の実現
		7-2-③	【再掲】緊急時の輸送体制の確立
		7-2-④	【再掲】受援体制の強化
7-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	7-3-①	応急危険度判定等の速やかな実施
		7-3-②	応急仮設住宅等の確保
		7-3-③	被災者の生活再建の支援
7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	7-4-①	地区の防災活動の担い手の育成
		7-4-②	地区活動の活性化支援
		7-4-③	住民参画機会の充実
7-5	貴重な文化財の喪失	7-5-①	文化財の防災対策

第2節 重点事業の設定

富士見町の脆弱性や災害特性を鑑み、特に重点的に取組む対応方策と主要な施策・事業を以下のとおり設定する。

No	対応方策	主要な施策・事業
1-1-①	住宅・建築物等の耐震化及び空き家対策	・住宅の耐震診断の促進 ・住宅、ブロック塀等の耐震化の促進 ・住宅の家具の転倒防止等の平時の備えの促進 ・空き家、倒壊しそうな建物の事前把握
1-1-②	公共施設等の耐震化・長寿命化	・公共施設の耐震化の促進 ・指定緊急避難場所となる公民館等の整備 ・公共施設個別施設計画の実行 ・電柱の耐震化及び地中化の推進
1-1-③	一人ひとりの命を守る対策	・防災知識の普及啓発 ・防災訓練の実施 ・小中学校での防災教育の推進
1-2-③ 2-2-②	消防力の維持・強化	・消防団の活動支援及び団員の確保 ・広域常備消防体制の充実 ・消防施設（防火水槽、消火栓等）の補修、更新
1-3-①	水防体制の強化及び河川改修等の促進	・護岸整備、河川改修の推進 ・用排水路の機能向上と適正管理の推進 ・流域治水対策の推進 ・自主防災組織の育成支援と活動促進 ・地区防災計画策定の推進
1-3-②	浸水想定区域等の危険箇所の周知	・危険箇所の周知と安全な避難経路の確認促進 ・水害の危険性に関する講習会・防災学習の実施 ・小規模河川や水路等の法の対象とならない危険箇所の把握と周知 ・過去の被害箇所及び応急対策等の把握
1-4-① 6-1-①	土砂災害防止対策の推進	・土石流、地滑り、崖崩れ等に対する防災対策の推進 ・県事業の推進の要請 ・地盤の安全性対策 ・自主防災組織の育成支援と活動促進 ・地区防災計画策定の推進

No	対応方策	主要な施策・事業
1-5-① 3-2-①	情報収集伝達体制の強化	・的確な防災情報の周知 ・I C T等を活用した迅速な情報収集、伝達 ・各種通信設備の機能強化及び適切な保守、運用 ・庁内情報ネットワーク等の機能強化及び適切な保守、運用 ・情報伝達に関する防災訓練の実施
2-1-② 4-4-① 5-2-① 7-2-①	災害に強い道路網の形成	・計画的な町道整備 ・道路沿線の支障（倒木の恐れがある）樹木の計画的な事前伐採 ・橋梁の長寿命化 ・国道、県道整備の要請 ・通学路の安全対策
2-1-⑤	情報の孤立防止対策	・的確な防災情報の周知 ・自主防災組織の育成支援と活動促進
2-4-④	防疫活動の実施体制の整備	・防疫活動の実施に向けた体制強化
3-2-②	多様な情報伝達手段の確保、周知	・防災行政情報通信システムの管理、運用 ・S N S等の活用促進 ・災害用伝言板の利用方法に関する普及啓発 ・ラジオの難視聴地域の解消 ・主要な避難所へのW i - F i設備の設置検討
6-4-①	農業用施設の維持管理	・農業生産基盤の整備及び適正管理 ・農地の集積及び遊休農地対策の推進
6-4-②	農産物の安定生産	・農業者等への支援の充実 ・新規就農に対する支援の充実 ・農業法人化に向けた支援 ・鳥獣被害防止対策の推進 ・農村集落活性化施設の経営健全化
6-5-①	風評被害の防止	・多様なメディア等の活用 ・産学官の連携強化
6-6-①	避難所の確保	・指定避難所の非常用電源及びその燃料の確保等による機能強化 ・食料等の備蓄、配給方法の整備
6-6-③	福祉避難所の確保	・福祉避難所の確保 ・災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定の締結 ・福祉避難所設置・運営マニュアルの作成と訓練の実施 ・介護をする人の事前登録による人材確保
6-6-⑦	避難所の施設機能維持のための整備	・避難所の施設機能を維持するための整備の実施

No	対応方策	主要な施策・事業
6-6-⑧	施設機能維持のための整備	・ 社会福祉施設の機能維持のための整備の実施
7-4-①	地区の防災活動の担い手の育成	・ 自主防災組織の育成支援と活動促進 ・ 消防団の活動支援及び団員の確保 ・ 防災士の育成支援

第3節 K P I（重要業績評価指標）の設定

基本目標、事前に備えるべき目標を達成し、安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進するため、K P I（重要業績評価指標）を設定する。

事前に備えるべき目標①		人命の保護が最大限図られること	
指標名	実績値 (2021)	目標値 (2026)	主管課
住宅の耐震化率	81.3%	92%	建設課都市計画係
公共施設の耐震化率	99.5%	100%	所管施設担当課
防災ハザードマップの作成	作成済	継続	総務課防災危機管理係
消防団員数	335 人	363 人	消防課消防係
機能別消防団員の導入	12 人	27 人	消防課消防係
自主防災組織数	39 団体	39 団体	総務課防災危機管理係
災害に関する地域への出前講座の実施	年 1 回以上	年 2 回以上	総務課防災危機管理係
総合防災訓練の実施	年 2 回以上	年 2 回以上	総務課防災危機管理係
避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成	作成済	継続	総務課防災危機管理係
防災行政無線の難聴地域解消	100%	100%	総務課防災危機管理係
避難行動要支援者名簿の作成	作成済	継続	住民福祉課社会福祉係
河川整備	1 箇所	3 箇所	建設課建設係
森林の整備面積	2,040ha	2,520ha	産業課農林保全係
土砂災害危険区域の要配慮者利用施設における避難確保計画策定率	100%	100%	住民福祉課 子ども課 総務課防災危機管理係
防災緊急メール配信サービスの登録者数	1,800 件	3,600 件	総務課防災危機管理係

事前に備えるべき目標②	負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
-------------	---------------------------

指標名	実績値 (2021)	目標値 (2026)	主管課
食料の備蓄量	1,592 食	3000 食	総務課防災危機管理係
飲料水の備蓄量	4,968 本	7500 本	総務課防災危機管理係
防災倉庫の資機材充足率	80%	100%	総務課防災危機管理係
災害協定締結数（食料、飲料水等）	4 件	6 件	総務課防災危機管理係
都市計画道路の整備	135.0m	556.9m	建設課都市計画係
町道補修道路面積	25,500 m ² /年	20,000 m ² /年	建設課建設係
町道除雪延長	83.3km/年	83.3km/年	建設課建設係
町道改良工事	3 路線	2 路線	建設課建設係
橋梁の修繕	3 橋/5 年	20 橋/5 年	建設課建設係
橋梁の点検	181 橋/5 年	178 橋/5 年	建設課建設係
ヘリポート数	3 箇所	3 箇所	総務課防災危機管理係
衛星携帯電話の整備	1 基	3 基	総務課防災危機管理係
通学路の安全点検	年 1 回以上	年 1 回以上	建設課都市計画係 子ども課総務学校教育係
受援計画の策定	策定済	継続	総務課防災危機管理係
災害時保健活動マニュアルの作成	未着手	作成	住民福祉課保健予防係
健康づくり実行率	88.9%	96%	住民福祉課保健予防係
新しい感染症に対応した避難所運営訓練の実施	実施済	継続	住民福祉課保健予防係 総務課防災危機管理係
【再掲】消防団員数	335 人	363 人	消防課消防係
【再掲】機能別消防団員の導入	12 人	27 人	消防課消防係
【再掲】自主防災組織数	39 団体	39 団体	総務課防災危機管理係
【再掲】防災行政無線の難聴地域解消	100%	100%	総務課防災危機管理係

事前に備えるべき目標③	必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
-------------	--------------------------

指標名	実績値 (2021)	目標値 (2026)	主管課
業務継続計画の策定	未着手	策定	総務課防災危機管理係
他自治体との相互応援協定締結数	4 件	4 件	総務課防災危機管理係
非常用電源の整備	5 箇所	6 箇所	総務課管財係
職員に対する防災研修の実施	年 1 回以上	年 2 回以上	総務課防災危機管理係
防災士登録者数	8 人	12 人	総務課防災危機管理係
避難所への W i - F i 設備の設置数	5 箇所	6 箇所	総務課文書情報係
【再掲】受援計画の策定	策定済	継続	総務課防災危機管理係
【再掲】総合防災訓練の実施	年 2 回以上	年 2 回以上	総務課防災危機管理係
【再掲】防災行政無線の難聴地域解消	100%	100%	総務課防災危機管理係
【再掲】防災緊急メール配信サービスの登録者数	1, 800 件	3, 600 件	総務課防災危機管理係

事前に備えるべき目標④	必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
-------------	-----------------------------

指標名	実績値 (2021)	目標値 (2026)	主管課
災害協定締結数（エネルギー供給事業者）	3 件	3 件	総務課防災危機管理係
災害協定締結数（水道の復旧に従事する事業者）	2 件	3 件	上下水道課施設係
災害協定締結数（污水处理施設の復旧に従事する事業者）	1 件	2 件	上下水道課施設係
応急給水訓練の実施	年 1 回以上	年 1 回以上	上下水道課施設係
水道事業業務継続計画の策定	策定済	継続	上下水道課
下水道事業業務継続計画の策定	策定済	継続	上下水道課
老朽管路更新率	1%	1%	上下水道課施設係
配水管の耐震化率	65%	70%	上下水道課施設係
下水道の耐震化率	3.3%	3.9%	上下水道課施設係
災害用仮設トイレの備蓄数	0 基	3 基	上下水道課施設係 建設課生活環境係
【再掲】非常用電源の整備	5 箇所	6 箇所	総務課管財係
【再掲】都市計画道路の整備	135.0m	556.9m	建設課都市計画係
【再掲】町道補修道路面積	25,500 m ² /年	20,000 m ² /年	建設課建設係
【再掲】町道除雪延長	83.3km/年	83.3km/年	建設課建設係
【再掲】町道改良工事	3 路線	2 路線	建設課建設係
【再掲】橋梁の修繕	3 橋/5 年	20 橋/5 年	建設課建設係
【再掲】橋梁の点検	181 橋/5 年	178 橋/5 年	建設課建設係
【再掲】ヘリポート数	3 箇所	3 箇所	総務課防災危機管理係

事前に備えるべき目標⑤	流通・経済活動を停滞させないこと
-------------	------------------

指標名	実績値 (2021)	目標値 (2026)	主管課
企業における事業継続計画策定数	0 件	5 件	産業課商工観光係
【再掲】災害協定締結数（エネルギー供給事業者）	3 件	3 件	総務課防災危機管理係
【再掲】都市計画道路の整備	135.0m	556.9m	建設課都市計画係
【再掲】町道補修道路面積	25,500 m ² /年	20,000 m ² /年	建設課建設係
【再掲】町道除雪延長	83.3km/年	83.3km/年	建設課建設係
【再掲】町道改良工事	3 路線	2 路線	建設課建設係
【再掲】橋梁の修繕	3 橋/5 年	20 橋/5 年	建設課建設係
【再掲】橋梁の点検	181 橋/5 年	178 橋/5 年	建設課建設係
【再掲】ヘリポート数	3 箇所	3 箇所	総務課防災危機管理係
【再掲】食料の備蓄量	1,592 食	3000 食	総務課防災危機管理係
【再掲】飲料水の備蓄量	4,968 本	7500 本	総務課防災危機管理係
【再掲】防災倉庫の資機材充足率	80%	100%	総務課防災危機管理係
【再掲】災害協定締結数（食料、飲料水等）	4 件	6 件	総務課防災危機管理係

事前に備えるべき目標⑥	二次的な被害を発生させないこと
-------------	-----------------

指標名	実績値 (2021)	目標値 (2026)	主管課
ため池の保守点検の実施	年 1 回以上	年 1 回以上	建設課建設係
不作付農地の解消	308ha	300ha	産業課農政係
中心経営体への農地の集積率	36.9%	50%	産業課営農推進係
有害鳥獣駆除数	974 頭／年	1,015 頭／年	産業課農林保全係
避難所運営マニュアルの作成	作成済	継続	総務課防災危機管理係
福祉避難所の指定数	9 箇所	9 箇所	住民福祉課社会福祉係 住民福祉課介護高齢者係 子ども課 総務課防災危機管理係
災害協定締結数（福祉避難所の設置及び管理運営）	1 件	1 件	住民福祉課社会福祉係 住民福祉課介護高齢者係 総務課防災危機管理係
【再掲】防災ハザードマップの作成	作成済	継続	総務課防災危機管理係
【再掲】土砂災害危険区域の要配慮者利用施設における避難確保計画策定率	100%	100%	住民福祉課 子ども課 総務課防災危機管理係
【再掲】森林の整備面積	2,040ha	2,520ha	産業課農林保全係
【再掲】新しい感染症に対応した避難所運営訓練の実施	実施済	継続	住民福祉課保健予防係 総務課防災危機管理係

事前に備えるべき目標⑦	被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに
-------------	-----------------------

指標名	実績値 (2021)	目標値 (2026)	主管課
災害廃棄物処理計画	策定済	継続	建設課生活環境係
災害廃棄物仮置き場の選定	1箇所	1箇所	建設課生活環境係
災害協定締結数（解体業者等）	1件	3件	建設課生活環境係
災害協定締結数（建設業者）	9社	9社	建設課建設係
罹災証明発行に係る住家被害認定の研修会への参加	年1回以上	年1回以上	財務課資産税係
サロン・縁側活動 実施率	72%	92%	住民福祉課介護高齢者係
地域支え合いマップ作成・更新	38区・集落・組合	39区・集落・組合	住民福祉課社会福祉係
【再掲】都市計画道路の整備	135.0m	556.9m	建設課都市計画係
【再掲】町道補修道路面積	25,500㎡／年	20,000㎡／年	建設課建設係
【再掲】町道除雪延長	83.3km／年	83.3km／年	建設課建設係
【再掲】町道改良工事	3路線	2路線	建設課建設係
【再掲】橋梁の修繕	3橋／5年	20橋／5年	建設課建設係
【再掲】橋梁の点検	181橋／5年	178橋／5年	建設課建設係
【再掲】ヘリポート数	3箇所	3箇所	総務課防災危機管理係
【再掲】受援計画の策定	策定済	継続	総務課防災危機管理係

第4節 施策分野の設定

町計画に関する施策分野については、国基本計画、県計画における施策分野を参考に、7の施策分野を設定する。

事前に備えるべき目標		① 行政機能・通信・消防	② 住宅・都市・国土保全	③ 健康・医療・福祉	④ 産業・農林水産・環境	⑤ 交通・物流	⑥ 意識啓発・人材育成	⑦ 老朽化対策
起きてはならない最悪の事態								
1 人命の保護が最大限図られること								
1-1	建物倒壊等による死傷者の発生		●				●	●
1-2	住宅・多数の者が利用する施設の火災による死傷者の発生	●	●				●	●
1-3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水		●		●		●	
1-4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生		●		●		●	
1-5	避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	●		●			●	
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること								
2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足		●		●	●	●	●
2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	●						
2-3	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺			●				
2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			●			●	

事前に備えるべき目標		① 行政機能・通信・消防	② 住宅・都市・国土保全	③ 健康・医療・福祉	④ 産業・農林水産・環境	⑤ 交通・物流	⑥ 意識啓発・人材育成	⑦ 老朽化対策
起きてはならない最悪の事態								
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること								
3-1	行政機関の職員及び町役場をはじめとする施設の大幅な機能低下	●					●	●
3-2	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止	●						
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること								
4-1	電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	●			●			
4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止		●					●
4-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止		●					●
4-4	地域交通ネットワークが分断する事態		●			●		●
5 流通・経済活動を停滞させないこと								
5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺				●			
5-2	基幹的交通ネットワークの機能停止		●			●		●
5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞		●		●	●		
6 二次的な被害を発生させないこと								
6-1	土石流、地すべりなど土砂災害やため池の損壊・機能不全による二次災害の発生		●		●		●	
6-2	火山灰による二次災害の発生		●		●	●		
6-3	有害物質の大規模拡散・流出				●			

事前に備えるべき目標			① 行政機能・通信・消防	② 住宅・都市・国土保全	③ 健康・医療・福祉	④ 産業・農林水産・環境	⑤ 交通・物流	⑥ 意識啓発・人材育成	⑦ 老朽化対策
起きてはならない最悪の事態									
	6-4	農地・森林等の荒廃		●		●			●
	6-5	観光や地域農産物に対する風評被害				●		●	
	6-6	避難所、社会福祉施設等における環境の悪化			●			●	●
7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに									
	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態				●		●	
	7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	●	●			●		●
	7-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	●			●			
	7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			●			●	
	7-5	貴重な文化財の喪失	●					●	

第5節 リスクシナリオに応じた施策プログラム

1 人命の保護が最大限図られること

1-1 建物倒壊等による死傷者の発生

1-1-① 住宅・建築物等の耐震化及び空き家対策

- 住民の命を守るとともに、速やかな復旧・復興の実現への備えとして、多数の者が利用する建築物について、計画的な耐震化に取り組む。その際、防災上重要な施設を優先的に実施するなど、効率的に実施する。
- 住宅の耐震化や家具の転倒防止、ブロック塀の転倒防止等の対策による被害の抑制に向け、周知に取り組む。
- 生活環境や安全面で問題のある空き家や倒壊しそうな建物を事前に把握し、適正な管理を促す。

【主要な施策・事業】

- | | |
|-----------------------|----------|
| ・住宅の耐震診断の促進 | 建設課都市計画係 |
| ・住宅、ブロック塀等の耐震化の促進 | 建設課都市計画係 |
| ・住宅の家具の転倒防止等の平時の備えの促進 | 建設課都市計画係 |
| ・空き家、倒壊しそうな建物の事前把握 | 建設課都市計画係 |

1-1-② 公共施設等の耐震化・長寿命化

- 公共施設個別施設計画に基づき、災害時に住民が利用する避難所や災害対策活動の拠点となる施設、ライフライン関連施設等、地震発生による人命への重大な被害や住民生活へ深刻な影響を及ぼすおそれのある施設については、優先的に耐震対策・長寿命化を行う。

【主要な施策・事業】

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| ・公共施設の耐震化の促進 | 所管施設担当課 |
| ・指定緊急避難場所となる公民館等の整備 | 総務課防災危機管理係
住民福祉課介護高齢者係 |
| ・公共施設個別施設計画の実行 | 総務課企画統計係 |
| ・電柱の耐震化及び地中化の推進 | 建設課都市計画係 |

1-1-③ 一人ひとりの命を守る対策

- 住民一人ひとりが命を守る行動をとることができるよう、様々な機会を通じた普及啓発に取り組む。
- 防災訓練を通して、災害時における迅速かつ的確な活動の構築と相互の協力体制を強化し、住民の防災に対する基本的知識と更なる意識の高揚を図る。
- 防災教育など、子どもたちの安全・安心の確保に向けた取組みを推進する。

【主要な施策・事業】	
・ 防災知識の普及啓発	総務課文書情報係
・ 防災訓練の実施	総務課防災危機管理係
・ 小中学校での防災教育の推進	子ども課総務学校教育係

1-2 住宅・多数の者が利用する施設の火災による死傷者の発生

1-2-① 火災の未然防止

○火災の未然防止には、住民一人ひとりの火災発生への予防対策の心がけが重要であることから、地区防災計画の策定を推進するとともに、様々な機会を通して防災意識の向上に努める。

○法令により義務化されている住宅への火災警報器の設置の周知を図る。

【主要な施策・事業】

- | | |
|-----------------|------------|
| ・ 火災の発生予防に向けた啓発 | 消防課消防係 |
| ・ 地区防災計画策定の推進 | 総務課防災危機管理係 |

1-2-② 初期消火体制の強化

○発災初期における消火、救助活動等は、自主防災組織の自発的な活動が不可欠なことから、自主防災組織の育成支援と活動促進を図るとともに、消火方法の啓発や訓練の支援を行う。

○消火器や法令により義務化されている住宅用火災警報器の設置や更新を促す。

【主要な施策・事業】

- | | |
|----------------------|------------|
| ・ 自主防災組織の育成支援と活動促進 | 総務課防災危機管理係 |
| ・ 住宅用火災警報器の設置（更新）の促進 | 消防課消防係 |

1-2-③ 消防力の維持・強化

○消防団の消防力の維持・強化に向け、装備の適正な維持管理・更新に努める。（ポンプ車及び積載車は25年、可搬ポンプは20年を目途に整備）

○消防団と諏訪広域消防との連携強化のため、諏訪広域消防本部と各災害時における活動訓練や無線訓練及び図上訓練等を実施する。

○消防団員の確保に努めるとともに、昼間の災害に対応できるよう、消防団OB等の機能別消防団員の導入を図る。

○消防力の維持・強化に向け、消防車両、消防器具、消防施設（防火水槽、消火栓等）等の適正な維持管理・更新に努める。

【主要な施策・事業】

- | | |
|-------------------------|--------|
| ・ 消防団の活動支援及び団員の確保 | 消防課消防係 |
| ・ 広域常備消防体制の充実 | 消防課消防係 |
| ・ 消防施設（防火水槽、消火栓等）の補修、更新 | 消防課消防係 |

1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

1-3-① 水防体制の強化及び河川改修等の促進

- 河川改修工事を推進するとともに、河川整備については、護岸整備の他、敷地内堆積土砂の撤去を実施する。また、農地・水路等の維持管理に取り組む。
- 昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、河川改修だけでなく流域全体で治水対策を行う流域治水に取り組む。
- 地区防災計画の策定を推進するとともに、自主防災組織の育成支援や自主防災組織と消防団による連携した水防活動の促進を図る。

【主要な施策・事業】

- | | |
|--------------------|------------|
| ・護岸整備、河川改修の推進 | 建設課建設係 |
| ・用排水路の機能向上と適正管理の推進 | 建設課建設係 |
| ・流域治水対策の推進 | 建設課建設係 |
| ・自主防災組織の育成支援と活動促進 | 総務課防災危機管理係 |
| ・地区防災計画策定の推進 | 総務課防災危機管理係 |

1-3-② 浸水想定区域等の危険箇所の周知

- 危険箇所の周知と安全な避難経路の確認促進を図るとともに、過去の被害箇所や応急対策、水害の危険性等に関する講習会・防災学習などを通じて、住民への幅広い周知に努める。

【主要な施策・事業】

- | | |
|--------------------------------|------------|
| ・危険箇所の周知と安全な避難経路の確認促進 | 総務課防災危機管理係 |
| ・水害の危険性に関する講習会・防災学習の実施 | 総務課防災危機管理係 |
| ・小規模河川や水路等の法の対象とならない危険箇所の把握と周知 | 建設課建設係 |
| ・過去の被害箇所及び応急対策等の把握 | 建設課建設係 |

1-4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生

1-4-① 土砂災害防止対策の推進

- 関係機関との連携のもと、土石流、地滑り、崖崩れ等に対する防災対策、地盤の安全性対策を推進するとともに、危険箇所の周知等、計画的な土砂災害警戒区域等の対策に取り組む。
- 地区防災計画の策定を推進するとともに、自主防災組織の育成支援と活動促進を図る。

【主要な施策・事業】

- | | |
|--------------------------|--------|
| ・土石流、地滑り、崖崩れ等に対する防災対策の推進 | 建設課建設係 |
| ・県事業の推進の要請 | 建設課建設係 |

・地盤の安全性対策 ・自主防災組織の育成支援と活動促進 ・地区防災計画策定の推進	建設課建設係 総務課防災危機管理係 総務課防災危機管理係
1-4-② 土砂災害警戒区域等の危険箇所の周知 ○県が進めている土砂災害（特別）警戒区域の指定状況を踏まえつつ、ハザードマップを活用し、危険箇所の周知と安全な避難経路の確認促進に努める。 ○土砂災害防止法の対象とならない危険箇所においても災害が発生する可能性があることから、自主防災組織における自主的な危険箇所の確認の活動支援や防災学習会の開催支援に努める。 【主要な施策・事業】 ・防災ハザードマップを活用した意識啓発 ・危険箇所の周知と安全な避難経路の確認促進 ・土砂災害の危険性に関する講習会・防災学習の実施	
1-4-③ 森林整備の推進 ○区などの協力を得て区有林、民間林の間伐を進めるとともに、民間の協力を得て町有林の管理を行う。また、ライフライン等周辺の森林整備を進め、安心・安全な生活基盤を確保する。 ○森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の適正管理や森林整備を推進するとともに、治山事業による森林の維持造成を行い、水源涵養、土砂の流出の防備等を進める。 ○森林の適正管理や森林整備・治山事業が災害に強い森林づくりにつながることを周知するとともに、森林保全意識の高揚に努める。 【主要な施策・事業】 ・計画的な間伐の促進 ・水源かん養、生活環境の保全 ・林業生産基盤の整備	

1-5 避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
1-5-① 情報収集伝達体制の強化 ○災害情報等を、住民に確実に伝達することができるよう、関係機関との連携のもと情報伝達体制の強化や訓練、学習会の実施に努める。 ○防災拠点施設等における非常用電源及びその燃料の確保を図るとともに、防災行政無線の適切な保守管理により、住民への情報伝達手段を確保する。また、屋外防災行政無線の難聴地域解消対策を推進する。

○多様な情報伝達手段（防災行政無線、広報車、防災緊急メール、ホームページ、SNS、Jアラート、Lアラート等）を活用するとともに、新たな情報伝達手段の追加を検討する。 【主要な施策・事業】 ・的確な防災情報の周知 総務課文書情報係 ・ICT等を活用した迅速な情報収集、伝達 総務課文書情報係 ・各種通信設備の機能強化及び適切な保守、運用 総務課防災危機管理係 総務課文書情報係 ・庁内情報ネットワーク等の機能強化及び適切な保守、運用 総務課文書情報係 ・情報伝達に関する防災訓練の実施 消防課消防係	
1-5-② 避難指示等の適切な発令 ○避難指示等に関するガイドラインに基づき、必要に応じて、避難指示等の判断・伝達マニュアルの見直しを行う。 ○的確な避難情報を発令するため、関係機関と情報を共有する体制を整備するなど、連携体制の強化を図る。 【主要な施策・事業】 ・避難指示等の判断・伝達マニュアルの見直し 総務課防災危機管理係 ・関係機関との情報共有及び連携体制の強化 総務課防災危機管理係	
1-5-③ 住民一人ひとりの適正な避難行動 ○安否確認や避難所運営等のマニュアルを整備し、自主防災会と連携して防災訓練や啓発活動等を推進する。 ○住民一人ひとりが、町から発令される避難情報についての理解を高めるため、地区防災計画の策定を推進するとともに、防災訓練や防災学習会などの開催を通じて啓発・周知を図る。 ○災害種別に応じて適切な避難行動を行うことができるよう、防災ガイドブック等の配布を行う。 【主要な施策・事業】 ・防災訓練の実施 総務課防災危機管理係 ・防災ガイドブック等の配布 総務課防災危機管理係 ・危険箇所の周知と安全な避難経路の確認促進 総務課防災危機管理係 ・地区防災計画策定の推進 総務課防災危機管理係	
1-5-④ 避難行動要支援者対策 ○避難時に支援を必要とする住民の把握に向け避難行動要支援者名簿の作成、更新に取り組む。 ○避難行動要支援者名簿の作成を踏まえ、一人ひとりの確実な避難体制の強化に向け、自主防災組織や民生児童委員、社会福祉協議会、町の連携のもと、避難支援者の決定や個別避難計画の作成により避難支援体制の強化に努める。	

【主要な施策・事業】

- | | |
|---------------------|------------|
| ・避難行動要支援者名簿の作成 | 住民福祉課社会福祉係 |
| ・要配慮者に対する防災知識の普及、啓発 | 住民福祉課／子ども課 |
| ・要配慮者避難支援体制の確立 | 住民福祉課／子ども課 |

2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

2-1-① 適切な役割分担のもとでの備蓄

- 被害想定や帰宅困難者対策に基づいた備蓄量を算出するとともに、自助・共助・公助の適切な役割分担のもとで備蓄の推進に取り組む。
- 家庭や地域において、最低1人3日分以上の食料備蓄を促していくため、啓発活動や自主防災組織における備蓄の支援に取り組むとともに、各避難所付近への備蓄庫の設置及び定期点検を行う。
- 事業者との協定の締結に取り組み、大規模災害時における食料・飲料水等の確保に向けた体制整備に取り組む。

【主要な施策・事業】

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| ・食料等の備蓄、配給方法の整備 | 総務課防災危機管理係 |
| ・各避難所付近への備蓄庫の設置及び定期点検 | 総務課防災危機管理係 |
| ・家庭や地域における備蓄（最低3日分）の促進に向けた啓発 | 総務課防災危機管理係 |
| ・災害時における物資の供給に関する協定の締結 | 総務課防災危機管理係 |
| ・帰宅困難者対策の推進 | 産業課商工観光係
総務課防災危機管理係 |

2-1-② 災害に強い道路網の形成

- 道路改良工事を実施するとともに、町内の道路を維持していくため、路線・エリア等で町内を区切り、道路穴の補修や側溝清掃、路肩の草刈り等の整備を委託する仕組みを構築する。
- 町内にある約177基の橋に対して、点検結果に基づき、計画的に補修等を実施し長寿命化を図るとともに、点検結果により危険と判断されるものについては、地域と調整のうえ、撤去等を検討する。
- 交通安全施設の整備を推進するとともに、通学路や幹線道路の安全対策の強化を図る。

【主要な施策・事業】

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| ・計画的な町道整備 | 建設課建設係 |
| ・道路沿線の支障（倒木の恐れがある）樹木の計画的な事前伐採 | 建設課建設係
産業課農林保全係 |
| ・橋梁の長寿命化 | 建設課建設係 |
| ・国道、県道整備の要請 | 建設課建設係 |
| ・通学路の安全対策 | 建設課／子ども課 |

2-1-③ 速やかな道路啓開の実現

- 町内の道路啓開計画を策定するとともに、道路啓開において発生する災害廃棄物や土砂の仮置場の確保に向け、候補地の抽出を行う。
- 災害時における応急対策業務、相互協力等に関する協定の締結を推進し、速やかな道路啓開の実施に向けた体制整備に取り組む。
- 効率的な除雪作業の推進など、積雪対策の強化を図る。

【主要な施策・事業】

- | | |
|-------------------------------|--------|
| ・町内の道路啓開計画の策定 | 建設課建設係 |
| ・災害時における応急対策業務、相互協力等に関する協定の締結 | 建設課建設係 |
| ・効率的な除雪作業の推進 | 建設課建設係 |

2-1-④ 緊急時の輸送体制の確立

- 災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、町有車両の緊急通行車両としての届出（事前届出制度）を行う。また、ライフライン事業者や建設事業者、医療機関に対して緊急通行車両・規制除外車両の事前届出制度の周知に努める。
- 緊急時の輸送体制の確立に向け、これまでに整備した緊急用ヘリコプター離着陸場の維持管理や新規整備場所の確保に取り組むとともに、搬送車両の常備と点検を行う。
- 緊急時における物資の搬入・搬出の円滑な実施に向け、関係機関との連携のもと、物資配送のためのタイムラインの策定に取り組む。

【主要な施策・事業】

- | | |
|--------------------------------|------------|
| ・町有車両の緊急通行車両としての届出 | 総務課防災危機管理係 |
| ・関係機関への緊急通行車両・規制除外車両の事前届出制度の周知 | 総務課防災危機管理係 |
| ・輸送車両の確保 | 総務課防災危機管理係 |
| ・緊急用ヘリコプター離着陸場の整備及び維持管理 | 総務課防災危機管理係 |

2-1-⑤ 情報の孤立防止対策

- 土砂の崩壊や電柱の倒壊が発生した場合、電話線の切断による通信障害から情報の孤立が生じるおそれがある。そのため、孤立が想定される集落において、非常時に外部との通信が確保できるように災害に強い情報通信設備（戸別受信機、衛星携帯電話など）の配備に努める。
- 孤立が予想される集落をあらかじめ想定しておくとともに、当該集落付近に緊急用ヘリコプター離着陸場の整備に取り組む。

【主要な施策・事業】

- | | |
|-------------------|------------|
| ・的確な防災情報の周知 | 総務課文書情報係 |
| ・自主防災組織の育成支援と活動促進 | 総務課防災危機管理係 |

2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	
2-2-① 初期消火体制の強化	
「1-2-② 初期消火体制の強化」を準用	
2-2-② 消防力の維持・強化	
「1-2-③ 消防力の維持・強化」を準用	
2-2-③ 受援体制の強化	
○大規模な災害発生時においては、災害時相互応援協定に基づく県・他自治体からの職員の支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受入体制の構築に向けた受援計画の策定及び更新を行い、応援要請及び受入れの手順を明確にするとともに、受入後の指揮命令等の受援体制を確立する。	
【主要な施策・事業】	
・受援計画の策定及び更新	総務課防災危機管理係
・応援要請及び受入れの手順の明確化	総務課防災危機管理係
・受入後の指揮命令等の受援体制の確立	総務課防災危機管理係

2-3 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	
2-3-① 医療機能の維持	
○災害時医療救護計画の作成、見直しを行うとともに、救護所の開設に関する周知を行う。	
【主要な施策・事業】	
・医療体制の充実	住民福祉課保健予防係
・救急、夜間の医療体制の維持	住民福祉課保健予防係
・薬剤の備蓄	住民福祉課保健予防係
	総務課防災危機管理係
2-3-② 地域での医療体制の確保	
○町内4箇所救護所用に配置されている医薬品と医療器具の維持管理を図る。	
○医療や介護、社会福祉法人、民間事業所、ボランティア団体、行政等の多職種による関係機関との連携の強化を図る。	
○道路網の寸断が発生した場合においても、地域での医療の提供が可能となるように、各地域に在住する医療関係者のネットワークの形成や地域での資機材の保管に努める。	
【主要な施策・事業】	
・救護所の開設に必要な資機材の備蓄	住民福祉課保健予防係
	総務課防災危機管理係

・地域に在住する医療関係者のネットワークづくり	住民福祉課保健予防係
・在宅医療・介護の連携強化	住民福祉課介護高齢者係

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

2-4-① 健康支援活動の体制整備

○災害発生後は、生活環境の悪化や被災の心理的影響から、体調を崩したり、病気になったりすることも想定されることから、関係機関との連携のもと、被災者の健康支援にあたる。

【主要な施策・事業】

- | | |
|----------------------|------------|
| ・災害発生後の被災者の健康支援体制の構築 | 住民福祉課保健予防係 |
|----------------------|------------|

2-4-② 心の健康への専門的な支援の推進

○被災による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症に対して、関係機関との連携のもと専門的な相談・支援が行える体制づくりに努める。

○ゲートキーパーの養成を推進するとともに、児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施に努める。

【主要な施策・事業】

- | | |
|---------------------|------------|
| ・こころの病気に関する知識の普及・啓発 | 住民福祉課保健予防係 |
| ・ゲートキーパーの養成 | 住民福祉課保健予防係 |
| ・児童生徒のSOSの出し方に関する教育 | 子ども課 |

2-4-③ 感染症等の予防体制の整備

○避難所における感染症の流行を予防するため、マスクの着用や手指消毒の奨励、防疫活動に努める。また、感染症の発症が確認された際の患者の隔離、消毒の実施等のまん延防止措置についても検討しておく。

【主要な施策・事業】

- | | |
|------------------|--------------------------|
| ・感染症対策の強化 | 住民福祉課保健予防係
総務課防災危機管理係 |
| ・感染症対策を講じた避難所の設営 | 住民福祉課保健予防係
総務課防災危機管理係 |

2-4-④ 防疫活動の実施体制の整備

○関係機関と連携し、防疫用薬剤、機材等の調達、防疫活動の実施体制の整備に努める。

【主要な施策・事業】

- | | |
|------------------|----------|
| ・防疫活動の実施に向けた体制強化 | 建設課生活環境係 |
|------------------|----------|

3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

3-1 行政機関の職員及び町役場をはじめとする施設の大幅な機能低下	
3-1-① 行政機能の維持 ○業務継続のため、防災拠点施設となる庁舎などの適切な維持管理に取り組むとともに、重要な行政データのバックアップ体制の強化を図る。 ○大規模災害時においても適切な行政運営が図られるように、地域防災計画、業務継続計画、災害対応マニュアルの適切な見直しに取り組む。また、災害発生時に各種計画が円滑かつ迅速に実行できるよう、訓練を通じて評価・検証を行っていく。 ○大規模災害時には、町職員だけでの対応は困難になることから、自主防災組織をはじめとした関係団体との役割分担について検討していくとともに、受援計画や災害協定締結による関係団体との連携強化に努める。 【主要な施策・事業】 ・防災拠点となる役場庁舎の適切な維持管理 総務課管財係 ・業務継続計画の策定及び更新 総務課防災危機管理係 ・職員参集訓練、災害対策本部運営訓練の実施 総務課防災危機管理係 ・重要な行政データのバックアップ体制の強化やクラウド化の推進 総務課文書情報係	
3-1-② 職員の資質向上 ○新規採用職員の研修や職場外研修の機会において、防災・減災に関する学習機会を設けることにより、職員の資質の向上に努める。 【主要な施策・事業】 ・各種研修の充実と参加促進 総務課庶務人事係 ・危機管理体制の強化 総務課防災危機管理係	
3-1-③ 受援体制の強化 「2-2-③ 受援体制の強化」を準用	

3-2 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
3-2-① 情報収集伝達体制の強化 「1-5-① 情報収集伝達体制の強化」を準用
3-2-② 多様な情報伝達手段の確保、周知 ○多様な情報伝達手段（防災行政無線、広報車、防災緊急メール、ホームページ、SNS、Jアラート、Lアラート等）を活用するとともに、新たな情報伝達手段の追加を検討する。 ○災害時の安否確認等における情報伝達手段として、災害用ダイヤル171やWeb171等の災害用伝言板の利用方法に関する啓発に努める。

○ラジオは、災害発生時の貴重な情報入手手段であるが、町内にてラジオを聴くことができない地域があることから、その解消をラジオ放送事業者や国（総務省）に要望する。

○社会状況を見据え富士見町ホームページの内容検討、改善を図り、電子媒体での広報・広聴を推進する。

○広報紙は「広報ふじみ」「広報ふじみお知らせ版」の月2回の発行を継続、内容を工夫し、充実させるとともに、アプリ配信などのデジタル化も継続する。

○防災、観光等と歩調を合わせた Wi-Fi 等について検討するほか、地域の公共施設の情報環境を整備する。

【主要な施策・事業】

- | | |
|------------------------|------------|
| ・ 防災行政情報通信システムの管理、運用 | 総務課防災危機管理係 |
| ・ SNS 等の活用促進 | 総務課文書情報係 |
| ・ 災害用伝言板の利用方法に関する普及啓発 | 総務課文書情報係 |
| ・ ラジオの難視聴地域の解消 | 総務課文書情報係 |
| ・ 主要な避難所へのWi-Fi設備の設置検討 | 総務課文書情報係 |

4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

4-1 電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

4-1-① 事業者等との連携強化

○災害時においても、速やかなエネルギーの確保が行われるよう、電気、石油、LP ガスの供給事業者との協定締結により、確実な供給体制の構築や速やかな復旧への備えに取り組む。

○大規模災害が発生した際に、確実に応急活動が実施できるように、災害対応給油所の確保に取り組む。

【主要な施策・事業】

- | | |
|-------------------|------------|
| ・エネルギー供給事業者との協定締結 | 総務課防災危機管理係 |
| ・災害対応給油所の確保 | 総務課防災危機管理係 |

4-1-② 停電時の代替電源の確保

○停電時の代替電源の確保として、非常用発電設備の整備を図るとともに、公共施設への再生可能エネルギーの導入を推進する。

【主要な施策・事業】

- | | |
|----------------------------------|------------|
| ・停電時の防災拠点施設及び避難所の非常用電源及びその燃料の確保 | 総務課防災危機管理係 |
| ・太陽光発電等の再生可能エネルギー設備を活用した非常用電源の整備 | 総務課管財係 |

4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

4-2-① 水道施設の耐震化・維持管理

○富士見小学校までの重要管路の耐震化を実施するとともに、国道 20 号富士見峠交差点付近の横断と JR 線を跨ぐ富士見峠橋の添架計画を推進する。

【主要な施策・事業】

- | | |
|----------------------|------------|
| ・水道施設の長寿命化に向けた維持修繕管理 | 上下水道課施設係 |
| ・水道事業の健全運営 | 上下水道課庶務経理係 |

4-2-② 速やかな復旧及び給水の確保

○災害時において水道施設に損傷が生じる事態に備えて、復旧用配管材料等の確保や復旧活動に従事する民間事業者との協定の締結に取り組む。

○水道施設が損傷した場合に、速やかな飲料水の確保に向け、応急給水の体制強化に努める。

【主要な施策・事業】

- | | |
|------------------------|----------|
| ・災害時におけるライフラインの早期復旧 | 上下水道課施設係 |
| ・水道の復旧に従事する民間事業者との協定締結 | 上下水道課施設係 |

・ 応急給水の実施に向けた関係機関との連携強化	上下水道課施設係
・ 給水車や給水タンクの常備点検	上下水道課施設係

4-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

4-3-① 下水道施設の耐震化・維持管理

○経年劣化や重要施設管路及び処理場の実態調査を実施して、更新計画を策定・推進するとともに、災害時の電力停止に備え、マンホールポンプを自然流下方式に更新する。

【主要な施策・事業】

- | | |
|------------------------|------------|
| ・ 下水道施設の長寿命化に向けた維持修繕管理 | 上下水道課施設係 |
| ・ 下水道事業の健全運営 | 上下水道課庶務経理係 |

4-3-② 速やかな汚水処理施設の復旧

○災害発生後、施設の被害状況を調査し、施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くとともに、速やかに復旧できる体制強化に努める。

○汚水処理施設の復旧に従事する民間事業者との協定締結を推進するとともに、仮設トイレの備蓄、事業者等からの仮設トイレの調達体制の整備を図る。

【主要な施策・事業】

- | | |
|---------------------------------|----------------------|
| ・ 災害時におけるライフラインの早期復旧 | 上下水道課施設係 |
| ・ 汚水処理施設の復旧に従事する民間事業者との協定締結 | 上下水道課施設係 |
| ・ 仮設トイレの備蓄、事業者等からの仮設トイレの調達体制の整備 | 上下水道課施設係
建設課生活環境係 |

4-4 地域交通ネットワークが分断する事態

4-4-① 災害に強い道路網の形成

「2-1-② 災害に強い道路網の形成」を準用

4-4-② 速やかな道路啓開の実現

「2-1-③ 速やかな道路啓開の実現」を準用

4-4-③ 緊急時の輸送体制の確立

「2-1-④ 緊急時の輸送体制の確立」を準用

4-4-④ 公共交通の機能維持

○災害時においても公共交通が維持されるよう業務継続計画の作成に努める。

○交通弱者対策として公共交通は必要不可欠であることから、デマンド交通を継続し、利用促進を図る。

【主要な施策・事業】

- | | |
|-------------------------|----------|
| ・ 利便性の高い公共交通体系の構築 | 産業課商工観光係 |
| ・ 公共交通機関の利用促進のための仕組みづくり | 産業課商工観光係 |

5 流通・経済活動を停滞させないこと

5-1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺

5-1-① 経済活動の維持

- 災害時に、長期間にわたって企業活動が停滞する事態を避けるため、企業における業務継続計画策定のきっかけづくりや、災害に対する事前の備えに向けた支援に取り組む。
- 緊急通行車両や医療機関等に優先的に燃料を供給するため、石油商業組合と連携協定の締結を推進する。

【主要な施策・事業】

- ・町内企業における事業継続計画策定のきっかけづくり 産業課商工観光係
- ・災害時の石油燃料等の確保 総務課防災危機管理係

5-2 基幹的交通ネットワークの機能停止

5-2-① 災害に強い道路網の形成

「2-1-② 災害に強い道路網の形成」を準用

5-2-② 速やかな道路啓開の実現

「2-1-③ 速やかな道路啓開の実現」を準用

5-2-③ 緊急時の輸送体制の確立

「2-1-④ 緊急時の輸送体制の確立」を準用

5-3 食料・飲料水等の安定供給の停滞

5-3-① 適切な役割分担のもとでの備蓄

「2-1-① 適切な役割分担のもとでの備蓄」を準用

5-3-② 速やかな復旧及び給水の確保

「4-2-② 速やかな復旧及び給水の確保」を準用

6 二次的な被害を発生させないこと

6-1 土石流、地すべりなど土砂災害やため池の損壊・機能不全による二次災害の発生	
6-1-① 土砂災害防止対策の推進	「1-4-① 土砂災害防止対策の推進」を準用
6-1-② 土砂災害警戒区域等の危険箇所の周知	「1-4-② 土砂災害警戒区域等の危険箇所の周知」を準用
6-1-③ 森林整備の推進	「1-4-③ 森林整備の推進」を準用
6-1-④ ため池の適正管理	○ため池の機能不全及び豪雨診断を行い、計画的な耐震補強、長寿命化等の検討を行う。 ○ため池が破堤する恐れがある場合において、迅速かつ的確な避難行動ができるよう被害想定区域や避難場所等を示す「ため池ハザードマップ」を作成するとともに、地域住民への周知の徹底を図る。 【主要な施策・事業】 ・ため池の適正管理
	建設課建設係

6-2 火山灰による二次災害の発生	
6-2-① 速やかな道路啓開の実現	「2-1-③ 速やかな道路啓開の実現」を準用
6-2-② 停電時の代替電源の確保	「4-1-② 停電時の代替電源の確保」を準用
6-2-③ 速やかな復旧及び給水の確保	「4-2-② 速やかな復旧及び給水の確保」を準用

6-3 有害物質の大規模拡散・流出	
6-3-① 危険物施設の対策	○大規模な災害発生後において、危険物施設の損壊等により、有害物質等が大規模に拡散・流出していないかの確認を行う体制強化に努める。 【主要な施策・事業】 ・被災した危険物施設の緊急点検の実施体制の充 消防課消防係 実強化

6-4 農地・森林等の荒廃

6-4-① 農業用施設の維持管理

○農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検を実施するとともに、速やかに応急復旧できる体制強化に努める。

○農地の再基盤整備、農地の集積と集約化を推進する。

【主要な施策・事業】

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・農業生産基盤の整備及び適正管理 | 産業課営農推進係
建設課建設係 |
| ・農地の集積及び遊休農地対策の推進 | 産業課農政係 |

6-4-② 農産物の安定生産

○中心経営体の確保・育成、有害鳥獣対策に取り組むとともに、野菜テーマパーク利活用推進、農地保全制度の普及・維持、農産物の特産化の推進、農村集落活性化施設の経営健全化を図る。

○遊休農地の解消、防止に取り組むとともに、新規就農者の確保に努める。

【主要な施策・事業】

- | | |
|------------------|--------------------|
| ・農業者等への支援の充実 | 産業課営農推進係
産業課農政係 |
| ・新規就農に対する支援の充実 | 産業課営農推進係 |
| ・農業法人化に向けた支援 | 産業課営農推進係 |
| ・鳥獣被害防止対策の推進 | 産業課農林保全係 |
| ・農村集落活性化施設の経営健全化 | 産業課農林保全係 |

6-4-③ 森林整備の推進

「1-4-③ 森林整備の推進」を準用

6-5 観光や地域農産物に対する風評被害

6-5-① 風評被害の防止

○関係機関と連携し、ホームページ等を通じて災害に関する状況を正確に発信することにより、風評被害の防止を図る。

○実際に風評被害が発生している場合は、被害の軽減を図るため、産学官の連携等により適切な対応を実施する。

【主要な施策・事業】

- | | |
|--------------|----------|
| ・多様なメディア等の活用 | 総務課文書情報係 |
| ・産学官の連携強化 | 産業課商工観光係 |

6-6 避難所、社会福祉施設等における環境の悪化

6-6-① 避難所の確保

- 風水害、地震等の災害の種別に応じた避難所の確保に努めるとともに、避難所の防災資機材の点検・充実を図る。
- 避難所における新型コロナウイルス感染症等の対策として、分散避難を推進し、避難所の密集等を防ぐため、新たな避難所等の確保に努める。
- 避難者の長期避難生活を想定し、できる限り快適な避難所生活をおくることができるよう、避難所の環境整備に努める。
- 避難者の多様なニーズに対応した飲料水、保存食、寝具、日用品等の備蓄品の整備に努める。

【主要な施策・事業】

- | | |
|-------------------------------|---------------------------|
| ・指定避難所の非常用電源及びその燃料の確保等による機能強化 | 総務課防災危機管理係
住民福祉課介護高齢者係 |
| ・食料等の備蓄、配給方法の整備 | 総務課防災危機管理係 |

6-6-② 避難所の運営体制の整備

- 住民が主体となった避難所の開設・運営の体制づくりに向け、避難所運営マニュアルを整備し、自主防災会と連携して防災訓練や啓発活動等を推進する。

【主要な施策・事業】

- | | |
|----------------------------|-----------------------------|
| ・避難所運営マニュアルの策定及び更新 | 総務課防災危機管理係 |
| ・避難所運営に関する協力体制の確立 | 総務課防災危機管理係 |
| ・感染症対策を強化した避難所の整備 | 総務課防災危機管理係 |
| ・避難所の冷暖房やプライバシー保護等の環境改善の推進 | 総務課防災危機管理係 |
| ・要配慮者等の多様なニーズへの配慮 | 住民福祉課
子ども課
総務課防災危機管理係 |

6-6-③ 福祉避難所の確保

- 福祉避難所の確保に努めるとともに、福祉避難所設置・運営マニュアルを作成し、関係機関との連携のもと福祉避難所運営訓練や介護をする人の人材確保に努める。

【主要な施策・事業】

- | | |
|---------------------------------|---|
| ・福祉避難所の確保 | 住民福祉課社会福祉係
住民福祉課介護高齢者係
子ども課
総務課防災危機管理係 |
| ・災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定の締結 | 住民福祉課社会福祉係
住民福祉課介護高齢者係
総務課防災危機管理係 |

・福祉避難所設置・運営マニュアルの作成と訓練の実施 ・介護をする人の事前登録による人材確保	住民福祉課社会福祉係 介護高齢者係 子ども課 総務課防災危機管理係 住民福祉課介護高齢者係
6-6-④ 健康支援活動の体制整備 「2-4-① 健康支援活動の体制整備」を準用	
6-6-⑤ 心の健康への専門的な支援の推進 「2-4-② 心の健康への専門的な支援の推進」を準用	
6-6-⑥ 感染症等の予防体制の整備 「2-4-③ 感染症等の予防体制の整備」を準用	
6-6-⑦ 避難所の施設機能維持のための整備 ○避難所の施設機能を維持するための整備を実施する。 【主要な施策・事業】 ・避難所の施設機能維持のための整備	住民福祉課介護高齢者係
6-6-⑧ 施設機能維持のための整備 ○社会福祉施設の機能維持のための整備を実施する。 【主要な施策・事業】 ・社会福祉施設の機能維持のための整備	住民福祉課介護高齢者係

7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻るこ

7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

7-1-① 災害廃棄物の適正処理の体制構築

- 速やかな災害廃棄物の処理に向け、災害廃棄物処理計画の策定に努める。
- 災害廃棄物の一時的な仮置き場の候補地の選定に取り組むとともに、公的機関や民間団体における受入条件や処理可能量等の確認を行い、協定や覚書により、災害発生時における処理体制の構築に努める。
- ごみの発生・排出の抑制と再利用、不法投棄防止の取組みを推進する。

【主要な施策・事業】

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| ・ 災害廃棄物処理計画の策定及び更新 | 建設課生活環境係 |
| ・ 災害廃棄物の仮置き場の確保 | 建設課生活環境係 |
| ・ 災害廃棄物の受入、処理等に関する他市町村、民間事業者との協定の締結 | 建設課生活環境係 |
| ・ ごみ処理施設等の整備 | 建設課生活環境係 |
| ・ リサイクル活動の促進 | 建設課生活環境係 |
| ・ 不法投棄防止対策の促進 | 建設課生活環境係 |

7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

7-2-① 災害に強い道路網の形成

「2-1-② 災害に強い道路網の形成」を準用

7-2-② 速やかな道路啓開の実現

「2-1-③ 速やかな道路啓開の実現」を準用

7-2-③ 緊急時の輸送体制の確立

「2-1-④ 緊急時の輸送体制の確立」を準用

7-2-④ 受援体制の強化

「2-2-③ 受援体制の強化」を準用

7-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

7-3-① 応急危険度判定等の速やかな実施

- 大規模災害の発生後、被害の拡大を防ぐとともに速やかな住まいの確保を行うために、県等との連携を図りながら、応急危険度判定を円滑に実施するための体制整備に努める。

○大規模地震や大雨等による宅地の崩壊危険度の判定を行う被災宅地危険度判定の速やかな実施に向け、被災宅地危険度判定士の育成に努める。 ○罹災証明書の円滑な発行を行うために、住家被害認定士の育成及び応援協定の締結を推進する。 【主要な施策・事業】 ・ 応急危険度判定士の招集に関する協定の締結 建設課都市計画係 ・ 被害認定調査員の育成及び応援協定の締結 財務課資産税係	
7-3-② 応急仮設住宅等の確保 ○速やかな応急仮設住宅の確保に向け、応急仮設住宅の建設候補地の選定を行うとともに、建設事業者との協定締結を検討する。 ○避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、町営住宅等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等を図る。 【主要な施策・事業】 ・ 応急仮設住宅の建設場所の検討 建設課都市計画係 ・ 建設事業者との協定締結 建設課都市計画係 ・ 町営住宅の維持管理 総務課管財係	
7-3-③ 被災者の生活再建の支援 ○罹災証明書をはじめ、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等の各種手続きに関して、迅速かつ的確に事務処理手続きを行うため、連絡体制の強化や事務処理手続きの周知、各種手続きに関する研修に取り組む。 ○被災者が早期に生活再建できるように「被災者生活再建支援制度」に関する研修を実施し、職員の対応能力の向上を図る。 ○安定的かつ継続的に住民サービスを提供するため、住民行政基幹システムを検討し、適切なネットワーク環境を構築する。 ○町職業紹介所の機能を拡充するとともに、町商工会、地元企業と連携し、就労先を積極的に確保する。 ○町内の企業を訪問し、企業の課題や雇用に関する相談など情報共有を行うとともに、商工業の活性化のために制度資金や補助金の活用を促すことで、事業所を支援する。 【主要な施策・事業】 ・ 罹災証明書の円滑かつ迅速な発行 財務課資産税係 ・ 被災者生活支援相談窓口の設置 住民福祉課社会福祉係 ・ 被災者支援システムの活用に向けた職員研修の実施 総務課防災危機管理係 ・ 雇用拡充の支援 産業課商工観光係 ・ 各種融資制度の利用促進 産業課商工観光係 ・ 経営相談支援の充実 産業課商工観光係	

7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

7-4-① 地区の防災活動の担い手の育成

- 地区の防災活動の担い手となる自主防災組織、消防団の活動支援に努める。
- 地区の防災活動のリーダーとなる人材育成に向け、防災士の資格取得の支援に取り組む。
- 自主防災会へ防災資機材を配備し、町民の防災活動を支援する。

【主要な施策・事業】

- | | |
|--------------------|------------|
| ・ 自主防災組織の育成支援と活動促進 | 総務課防災危機管理係 |
| ・ 消防団の活動支援及び団員の確保 | 消防課消防係 |
| ・ 防災士の育成支援 | 総務課防災危機管理係 |

7-4-② 地区活動の活性化支援

- 地区社協などが開催する地区サロンや支え合い活動、地域支え合いマップづくりを継続し、地域安心ネットワーク体制を構築する。
- 町社会福祉協議会と協働し、住民を対象としたボランティア研修会、町民ネットワーク等のボランティア活動を推進する。
- 区や集落組合、まちづくり団体などの公益的な活動を支援するため、自治総合センターや長野県が交付している補助金が活用できるように協力する。
- 地域の自治を支えている区や集落組合において、地域の人口や組織の規模に応じて、コミュニティ運営の支援や財政支援を実施する。

【主要な施策・事業】

- | | |
|----------------------|------------------------------------|
| ・ 地域におけるコミュニティ運営の支援 | 総務課企画統計係
総務課庶務人事係
総務課防災危機管理係 |
| ・ 子ども会活動の支援 | 生涯学習課 |
| ・ 地域ぐるみの見守り活動の促進 | 住民福祉課社会福祉係
住民福祉課介護高齢者係
子ども課 |
| ・ ボランティアの活性化とNPO活動支援 | 住民福祉課社会福祉係 |
| ・ 地区防災計画策定の推進 | 総務課防災危機管理係 |

7-4-③ 住民参画機会の充実

- 住民の多様な視点を反映した防災対策の実施による防災力向上を図るため、防災に関する施策・方針決定過程における住民の参画を拡大し、男女共同参画、高齢者、障がい者、その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

【主要な施策・事業】

- | | |
|---------------------|----------|
| ・ 施策決定過程での住民参画機会の拡充 | 総務課企画統計係 |
| ・ 多様な世代等のまちづくりへの参画 | 総務課企画統計係 |

7-5 貴重な文化財の喪失

7-5-① 文化財の防災対策

○史跡公園の整備や、保存公開施設である井戸尻考古館・歴史民俗資料館の防災対策を推進する。

【主要な施策・事業】

- | | |
|-------------------|-----------|
| ・指定文化財の防災対策の充実 | 生涯学習課文化財係 |
| ・文化財管理者による防災対策の促進 | 生涯学習課文化財係 |

資料編

◆公共事業整備箇所一覧

No	担当課	種別	事業名	箇所・区間名	事業期間	総事業費 (千円)	取組主体	リスク シナリオ
1	建設課	町単土地改良事業	西の沢水路設計測量委託	葛窪	R3	7,500	町（起債）	1-3
2	建設課	町単土地改良事業	西の沢水路改修工事	葛窪	R3	60,000	町（起債）	1-3
3	建設課	町単土地改良事業	机番匠原水路改良工事	机	R3	5,000	町	1-3
4	建設課	町単土地改良事業	水路改修工事	町内	R4～R8	20,000	町	1-3
5	建設課	町単補助土地改良事業	地元地区要望農業用施設改修	町内 10 箇所	毎年	25,000	町	6-4
6	建設課	土地改良施設維持管理適正化事業	山の神ため池しゅんせつ工事負担金（5 年分内 2 年間）	御射山神戸	R3～R4	840	町	6-1
7	建設課	農地耕作条件改善事業	羽場地区実施設計測量調査業務委託	立沢	R3	1,595	町	6-4
8	建設課	農地耕作条件改善事業	羽場地区農道舗装工事	立沢	R3	8,405	町	6-4
9	建設課	農業水路等長寿命化・防災減災事業	小六汐実施設計測量調査業務委託	小六汐	R3	7,000	町	6-4

No	担当課	種別	事業名	箇所・区間名	事業 期間	総事業費 (千円)	取組主体	リスク シナリオ
10	建設課	農業水路等長寿命化・防災減災事業	小六汐改修工事	小六汐	R4～R6	66,000	町	6-4
11	建設課	農村地域防災減災事業	山の神ため池耐震性点検調査業務委託	御射山神戸	R4	8,500	町	6-1
12	建設課	林道災害防止対策事業	林道入笠線拡幅調査設計委託	入笠	R4	1,000	町（起債）	2-1、4-4、5-2、7-2
13	建設課	林道災害防止対策事業	林道入笠線拡幅改修工事	入笠	R5	50,000	町（起債）	2-1、4-4、5-2、7-2
14	建設課	林道維持管理費	林道除雪委託	林道入笠線	毎年	5,000	町	2-1、4-4、5-2、7-2
15	建設課	道路台帳補正事業	町道道路状況修正業務	町内	毎年	2,000	町	2-1、4-4、5-2、7-2
16	建設課	道路維持修繕事業	町道除雪委託	町内	毎年	30,000	町	2-1、4-4、5-2、7-2
17	建設課	道路維持修繕事業	道路改修工事	町内	R3～R8	75,000	町	2-1、4-4、5-2、7-2
18	建設課	町単補助町道改良事業	地元要望区内道路改修	町内 10 箇所	毎年	5,000	町	2-1、4-4、5-2、7-2
19	建設課	道路施設予防保全対策事業	幹線道路補修工事	幹線道路	R3～R7	1,000,000	町（起債）	2-1、4-4、5-2、7-2
20	建設課	道路施設予防保全対策事業	道路側溝等補修工事	幹線道路	R4～R7	200,000	町（起債）	2-1、4-4、5-2、7-2
21	建設課	町単道路改良事業	御社宮司線改良工事	御射山神戸	R3	5,775	町	2-1、4-4、5-2、7-2

No	担当課	種別	事業名	箇所・区間名	事業 期間	総事業費 (千円)	取組主体	リスク シナリオ
22	建設課	町単道路改良事業	乙事中下組流川線改良工事	乙事	R3～R8	79,000	町	2-1、4-4、 5-2、7-2
23	建設課	町単道路改良事業	ナギの沢放水路改良工事	とちの木	R3～R6	26,500	町	2-1、4-4、 5-2、7-2
24	建設課	町単道路改良事業	塚平区内道路改良（設計・工事）	塚平	R4～R8	60,000	町	2-1、4-4、 5-2、7-2
25	建設課	橋梁維持管理事業	橋梁定期点検業務委託	町道	R3～R8	80,000	町	2-1、4-4、 5-2、7-2
26	建設課	橋梁維持管理事業	橋梁定期点検業務委託	JR中央線	R3～R8	125,000	町	2-1、4-4、 5-2、7-2
27	建設課	橋梁維持管理事業	橋梁補修設計業務委託	中央道	R3～R8	50,000	町	2-1、4-4、 5-2、7-2
28	建設課	橋梁維持管理事業	J R 線中学校橋撤去設計	中学校橋	R3	6,534	町	2-1、4-4、 5-2、7-2
29	建設課	橋梁維持管理事業	J R 線中学校橋撤去工事	中学校橋	R6～R7	200,000	町	2-1、4-4、 5-2、7-2
30	建設課	橋梁維持管理事業	JRこ線橋中学校橋「人道橋」設計に伴う設計業務	中学校橋	R3～R7	150,000	町	2-1、4-4、 5-2、7-2
31	建設課	橋梁維持管理事業	J R 線高森橋補修工事	高森橋	R4～R6	300,000	町	2-1、4-4、 5-2、7-2
32	建設課	橋梁維持管理事業	中央道こ道橋補修工事	一の沢橋・干草橋	R4～R6	100,000	町	2-1、4-4、 5-2、7-2
33	建設課	橋梁維持管理事業	橋梁補修設計業務	立沢大橋・小川橋・甲六3号橋	R3	29,205	町	2-1、4-4、 5-2、7-2

No	担当課	種別	事業名	箇所・区間名	事業 期間	総事業費 (千円)	取組主体	リスク シナリオ
34	建設課	橋梁維持管理事業	橋梁補修工事	立沢大橋	R4	100,000	町	2-1、4-4、 5-2、7-2
35	建設課	橋梁維持管理事業	橋梁補修工事	小川橋・甲六 3 号橋・上平橋	R4～R7	45,000	町	2-1、4-4、 5-2、7-2
36	建設課	橋梁維持管理事業	第 3 期橋梁長寿命化修繕 計画	町道橋梁	R5	8,000	町	2-1、4-4、 5-2、7-2
37	建設課	河川改修事業	鹿之沢川改修工事	鹿之沢川	R4	80,000	町（起債）	1-3
38	建設課	河川改修事業	河川改修（設計・工事）	町内	R4～R8	200,000	町（起債）	1-3
39	建設課	河川維持事業	河川浚渫工事	町内	R3～R8	5,000	町	1-3
40	建設課	河畔林整備事業	地元要望河川維持管理	町内 10 箇所	R4～R8	4,000	町	1-3
41	建設課	河畔林整備事業	地元要望河川維持管理	町内 10 箇所	R4～R8	4,000	町	1-3
42	建設課	県事業	歩道新設工事	富士見原茅野線	R3～R8		長野県	2-1、4-4、 5-2、7-2
43	建設課	県事業	道路拡張工事	富士見高原線	R3～R8		長野県	2-1、4-4、 5-2、7-2
44	建設課	橋梁メンテナンス 事業	橋梁点検	県道	R3～R8		長野県	2-1、4-4、 5-2、7-2
45	建設課	県事業	乙貝川改修工事	乙貝川	R3～R8		長野県	1-3

No	担当課	種別	事業名	箇所・区間名	事業 期間	総事業費 (千円)	取組主体	リスク シナリオ
46	建設課	県事業	母沢川改修工事	母沢川	R3～R8		長野県	1-3
47	建設課	国直轄砂防事業	釜無川砂防工事	釜無川	R3～R8		国道交通省	1-4、6-1
48	建設課	国直轄砂防事業	武智川砂防工事	武智川	R3～R8		国道交通省	1-4、6-1
49	建設課	橋梁メンテナンス 事業	橋梁点検	国道 20 号	R3～R8		国道交通省	2-1、4-4、 5-2、7-2
50	建設課	耐震診断補強事業	住宅耐震診断事業	町内 95 件	毎年		町	1-1
51	建設課	耐震診断補強事業	住宅耐震改修事業	町内 10 件	毎年		町	1-1
52	建設課	ブロック塀等防災 対策事業	ブロック塀等防災対策事 業	町内 10 件	毎年		町	1-1
53	建設課	住宅リフォーム支 援事業	住宅リフォーム支援事業	町内 810 件	毎年		町	1-1
54	建設課	空き家等対策事業	空き家等対策事業	町内	毎年		町	1-1
55	建設課	都市計画道路整備 事業	富士見駅北通り線道路新 設工事	富里	R1～R4		町	2-1、4-4、 5-2、7-2
56	建設課	都市計画道路整備 事業	役場通り線	富里	H30～R5		長野県	2-1、4-4、 5-2、7-2
57	建設課	交通安全施設整備 事業	道路標示	町内	毎年		町	2-1、4-4、 5-2、7-2

No	担当課	種別	事業名	箇所・区間名	事業 期間	総事業費 (千円)	取組主体	リスク シナリオ
58	建設課	交通安全施設整備 事業	安全施設等	町内	毎年		町	2-1、4-4、 5-2、7-2
59	建設課	廃棄物処理事業	災害廃棄物処理計画策定	町			町	7-1
60	産業課	再基盤整備事業	農業競争力強化基盤整備 事業	小六地区	R1～R5	400,000	長野県	6-4
61	産業課	森林整備	森林造成事業補助金	町	毎年		森林事業体	1-4、6-1、 6-4
62	産業課	森林整備	森林整備活動交付金	町	毎年		森林事業体	1-4、6-1、 6-4
63	産業課	森林整備	里山整備事業	町	毎年		町	1-4、6-1、 6-4
64	産業課	支障木伐採	ライフライン等保全対策 事業	町	毎年		町	1-4、6-1、 6-4
65	産業課	鳥獣被害防止	農作物有害鳥獣駆除事業	町	毎年		町	1-4、6-1、 6-4
66	産業課	農村活性化施設	地域活性化施設整備事業	町	毎年		町	1-1
67	産業課	パノラマスキー場 整備	施設整備事業	パノラマスキー 場	毎年		町	1-1
68	子ども課	通信設備整備事業	福祉避難所（保育園）公 衆無線LAN整備事業	町内5保育園	R5～R8	650	町	3-2、6-6

No	担当課	種別	事業名	箇所・区間名	事業 期間	総事業費 (千円)	取組主体	リスク シナリオ
69	住民福祉課 総務課	庁舎管理	保健センター環境整備 (救護拠点・薬剤・医療 従事者等用感染PPE管 理拠点、整備内容：床面 張替え・エアコン整備)	保健センター	未定		町	3-1
70	住民福祉課 総務課	救急・夜間医療体 制確保	病院群輪番制病院運営費	6市町村	毎年	2,386	町	2-3
71	住民福祉課 総務課	救急・夜間医療体 制確保	公的病院等補助事業	医療機関	毎年	39,000	町（特別交 付税対象） 国	2-3
72	住民福祉課 総務課	救急・夜間医療体 制確保	在宅当番医	町内医療機関	毎年	614	町	2-3
73	住民福祉課 総務課	救急・夜間医療体 制確保	歯科休日当番医制事業負 担金	町内医療機関	毎年	172	町	2-3
74	住民福祉課 総務課	救急・夜間医療体 制確保	小児夜間急病センター運 営	6市町村	毎年	2,645	町	2-3
75	住民福祉課 総務課	地域での医療体制 の維持	救護所開設に必要な資器 材の備蓄・保管	保健センター・ 町内医療機関	5年	2,000	町	2-3
76	住民福祉課 総務課	自殺対策事業	自殺対策事業	町内	毎年	250	町	2-4、6-6
77	住民福祉課 総務課	感染症対策	感染対策物品（PPT） 保管・備蓄事業	保健センター・ 町内医療機関	5年	2,000	町	2-4、6-6
78	住民福祉課	地域支援事業	認知症高齢者グループ ホーム等防災改修等支援 事業	清泉荘	R3	10,054	厚生労働省	1-1、6-6

No	担当課	種別	事業名	箇所・区間名	事業 期間	総事業費 (千円)	取組主体	リスク シナリオ
79	住民福祉課	地域支援事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業	グループホーム やまゆり	R3	7,730	厚生労働省	1-1、6-6
80	住民福祉課	社会福祉施設	社会福祉施設等整備改修事業	町内	R4～R8		町	1-1、6-6
81	住民福祉課	福祉センター管理 運営事業	ふれあいセンターふじみ 非常用発電機設置工事設計 監理業務	ふれあいセン ターふじみ	R3	891	町（起債）	1-1、6-6
82	住民福祉課	福祉センター管理 運営事業	ふれあいセンターふじみ 非常用発電機設置工事	ふれあいセン ターふじみ	R3	10,000	町（起債）	1-1、6-6
83	住民福祉課	福祉センター管理 運営事業	ふれあいセンターふじみ 温水配管更新工事	ふれあいセン ターふじみ	R3	4,824	町	1-1、6-6
84	住民福祉課	福祉センター管理 運営事業	ふれあいセンターふじ み改修工事	ふれあいセン ターふじみ	R4～R8		町	1-1、6-6
85	住民福祉課	老人福祉センター 管理運営事業	清泉荘改修工事	清泉荘	R4～R8		町	1-1、6-6
86	住民福祉課	小規模多機能施設 事業	一本松の家改修工事	一本松の家	R4～R8		町	1-1、6-6
87	住民福祉課	避難行動要支援者 対策	地域支え合い体制づくり 事業（地域共生社会実現）	全町			町	1-5、7-4
88	住民福祉課	避難所の運営体制 整備 地区活動活性化支 援	福祉のまちづくり事業	全町			町 社協	1-5、7-4

No	担当課	種別	事業名	箇所・区間名	事業 期間	総事業費 (千円)	取組主体	リスク シナリオ
89	住民福祉課	避難行動要支援者 対策 福祉避難所の確保	社会福祉施設等施設整備 費補助金				町	1-5、6-6
90	上下水道課	水道管耐震化事業	水道管布設替工事	町内	40 年	14,600,000	町	4-2
91	総務課	災害対策事業 (一般経費)	国土強靱化地域計画策定 業務	町	R3	4,675	町	3-1
92	総務課	災害対策事業 (一般経費)	地域防災計画改訂業務	町	R5	3,900	町	3-1
93	総務課	災害対策事業 (一般経費)	ハザードマップ作成事業	町	R6	3,000	町	1-4、6-1
94	総務課	災害対策事業 (一般経費)	被災者生活再建支援シス テム導入業務	町	R5	3,000	町	7-3
95	総務課	防災施設整備事業	災害備蓄品・備品	町	毎年	2,000	町	3-1
96	総務課	防災施設整備事業	災害対策本部用作戦モニ ター導入事業	役場庁舎	R5	8,090	町（起債）	3-1
97	総務課	防災施設整備事業	防災倉庫設置事業	森のオフィス	R7	1,500	町（起債）	2-1、5-3
98	総務課	防災施設整備事業	防災関連委託業務 (気象情報提供等)	町	毎年	2,000	町	1-5、2-3、 3-2
99	総務課	防災行政無線整備 事業	防災無線等回線使用料	町	毎年	1,000	町	1-5、3-2
100	総務課	防災行政無線整備 事業	防災行政無線保守点検委 託料(同報系・移動系)	町	毎年	1,000	町	1-5、3-2

No	担当課	種別	事業名	箇所・区間名	事業 期間	総事業費 (千円)	取組主体	リスク シナリオ
101	総務課	防災行政無線整備 事業	移動系防災行政無線導入 事業	町	R3	6,974	町（起債）	1-5、3-2
102	総務課	地域防災支援事業	地域自主防災資機材整備 補助金	各自主防災会	毎年	3,000	町	1-2、2-2
103	総務課	庁舎管理業務	地域活性化事業債役場庁 舎多目的トイレユニバー サルデザイン化工事	役場庁舎	R3	4,237	町（起債）	1-1
104	総務課	庁舎管理業務	庁舎改修工事	役場庁舎	R4	11,000	町	1-1
105	総務課	公用車整備事業	ペーローダー購入事業	町	R5	9,800	町（起債）	3-1
106	総務課	集落振興補助事業	集落補助金	各集落	毎年	20,145	町	7-4
107	総務課	広報広聴活動事業	ホームページ更新		R3	3,169	町	1-5、3-2
108	総務課	行政情報ネット ワーク事業	グループウェア等更改		R8		町	1-5、3-2
109	総務課	有線放送事業	告知放送システム更改		R7			1-5、3-2
110	消防課	消防団設備等 整備事業	第1分団 消防ポンプ自動車更新事 業	1台	R4	26,000	町（起債）	1-2、2-2
111	消防課	消防団設備等 整備事業	救命胴衣整備事業	63着	R4	700	町	1-2、2-2

No	担当課	種別	事業名	箇所・区間名	事業 期間	総事業費 (千円)	取組主体	リスク シナリオ
112	消防課	消防団設備等 整備事業	拡声器整備事業	13 個	R5	300	町	1-2、2-2
113	消防課	消防施設整備事業	防火貯水槽新設事業	2 箇所	R5	15,000	町	1-2、2-2
114	消防課	消防団設備等 整備事業	第 10 分団 消防ポンプ自動車更新事業	1 台	R5	26,000	町（起債）	1-2、2-2
115	消防課	消防団設備等 整備事業	第 7・8 分団 可搬ポンプ更新事業	2 台	R5	4,200	町（起債）	1-2、2-2
116	消防課	消防団設備等 整備事業	頭上照明器具整備事業	363 個	R5	2,200	町	1-2、2-2
117	消防課	消防団設備等 整備事業	第 4 分団積載車更新事業	1 台	R6	12,000	町（起債）	1-2、2-2
118	消防課	消防団設備等 整備事業	防火衣整備事業	36 着	R6	4,900	町	1-2、2-2
119	消防課	消防団設備等 整備事業	第 2・11 分団 可搬ポンプ更新事業	2 台	R7	4,200	町（起債）	1-2、2-2

富 士 見 町
国土強靱化地域計画

令和4年3月

〒399-0292
長野県諏訪郡富士見町落合 10777 番地
富士見町総務課

TEL 0266-62-9326
FAX 0266-62-4481